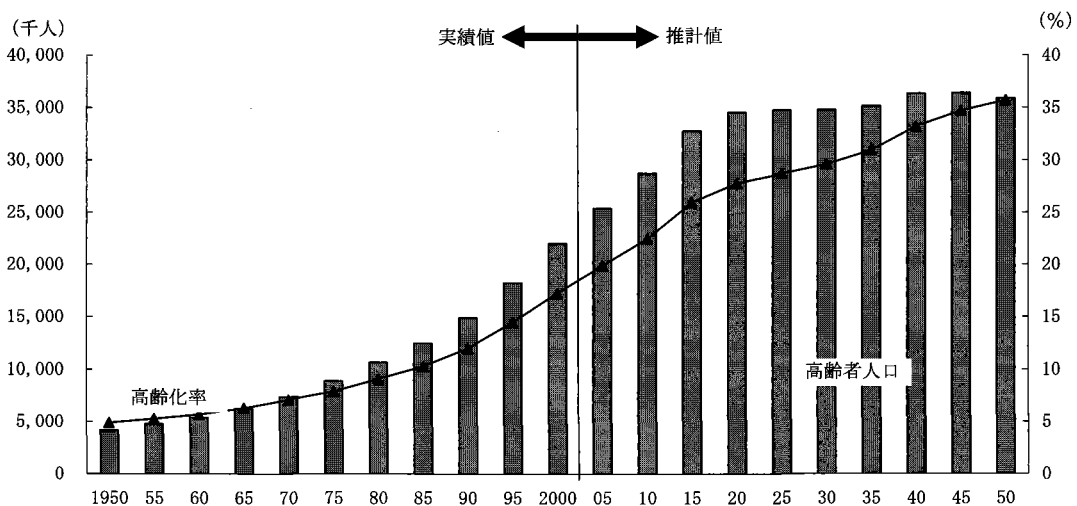


第1章 はじめに

第1 我が国における高齢化の現状と諸施策

平成18年版高齢社会白書によれば、17年に我が国の総人口は、前年に比べて2万人減少し、戦後、初めてマイナスとなった。一方、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）人口は、過去最高の2,560万人となり、総人口に占める割合（以下「高齢化率」という。）も20.04%と、初めて20%を超えた。今後も、高齢者人口は、平成32年まで急速に増加するため、27年には高齢化率が26.0%、62年には35.7%に達し、国民の約3人に1人が高齢者という極めて高齢化の進んだ社会の到来が見込まれている（図1-1参照）。

図1-1 高齢化の推移と将来推計



- 注 1 「平成18年版高齢社会白書」による。
 2 「高齢者人口」とは、65歳以上の人口をいう。
 3 「高齢化率」とは、65歳以上の人口が、総人口に占める割合をいう。
 4 2005年以降は推計値である。

高齢者の生活状況を見ると、一人暮らしの高齢者は増加を続け、特に男性で一人暮らしの高齢者の割合が今後大きく伸びることが予想されている。また、高齢者の雇用情勢も依然として厳しい情勢が続いており、生活保護を受けている者のうち65歳以上の者は38.2%を占めているなど、一部の富裕な高齢者層を除けば、高齢者の生活状況は決して楽観視することはできないであろう。

我が国の急速な少子高齢化は、公的年金や社会保障制度等、様々な面で大きな問題を引き起こし、それへの対応が強く求められている。

こうした情勢を受け、政府は、平成7年12月に高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)を施行した。同法は、「『国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加

する機会が確保される公正で活力ある社会』、『国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会』、『国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会』の構築」を基本理念として掲げ、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的としている。同法に基づき、高齢社会対策大綱が策定され、高齢者個々人のライフスタイルが多様化している状況を踏まえた各種施策が総合的に推進されている。

第2 高齢犯罪者の増加に伴う諸問題

こうした我が国社会における高齢化の波は、犯罪情勢にも様々な影響を及ぼしつつある。一般刑法犯検挙人員に占める高齢犯罪者の割合は、昭和61年には2.6%であったが、平成17年には10.9%と1割を超えた。受刑者や保護観察対象者に占める高齢者の割合も年々上昇傾向にある。しかも、こうした高齢犯罪者の割合の上昇は、総人口に占める高齢者の割合の上昇よりも急ピッチである点に大きな特徴がある。過去においても現在においても、最も犯罪を好発するのは若年層であるのは依然として事実であるが、年を取っても犯罪から「足を洗う」ことができない高齢犯罪者の割合が急速に増えていることは、将来、刑事司法に少なからぬ影響を与えることが予想される。

既に、こうした高齢犯罪者の増加は、刑務所における高齢受刑者に対する医療費の増大、職員の介護負担の増加、出所者の帰住調整の困難化等を引き起こしている。更生保護の領域でも、認知症等による処遇困難者の増加や更生保護施設での生活の長期化等の問題を生じさせている。

第3 本研究の目的

「高齢化社会と犯罪」を特集した平成3年版犯罪白書は、我が国における成人犯罪のうち、主として中高年齢層の者の犯罪に焦点を絞り、その動向、特質、背景を明らかにしている。それによると、30代から上の年齢層の被疑者については、被疑者の年齢層が高くなるほど、検察官による起訴猶予処分の割合が高まっていること、被告人の年齢層が高くなるほど、窃盗及び詐欺の実刑率が高くなっていること、我が国の受刑者の高齢化は、60歳以上の者の人口構成比が我が国より高い英国、ドイツ及びフランス等の諸外国と比較しても、はるかに進んでいること等を指摘し、その背景要因を探っている。

平成3年当時と比較して、我が国社会の高齢化ははるかに進んでいる。一方、犯罪情勢

を見ると、8年以降、一般刑法犯の認知件数は毎年戦後最多を更新し、14年のピークを過ぎた後、現在は減少の兆しを見せ始めているものの、依然として高水準にあって予断を許さず、また、国民の治安に対する不安にも根強いものがある。

こうした社会情勢、犯罪情勢の変化等によって、高齡犯罪者が量的、質的にどのように変化してきているのか、そうした高齡犯罪者の特質に合わせて、刑事司法機関はいかにして効果的な処遇をなし得るのかなどの問題意識が、本研究に取り組んだ背景にある。

ただし、高齡犯罪者の諸問題の解決のための取組は始まったばかりであり、課題の範囲は広く、分析・考察すべき論点の数も多い。そこで、本研究では、高齡犯罪者に関する探究の第一歩として、矯正及び更生保護における高齡犯罪者の処遇に焦点を当て、その実態に関する基礎的資料を提供するとともに、現状における課題を明らかにすることによって、次の段階の研究への足掛かりとしたい。

現在、刑事施設は、過剰収容の状態が続く中で、平成18年5月24日から施行された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号、以下「受刑者処遇法」という。）に基づき、処遇の個別化の原則の下、個々の受刑者の資質及び環境に応じた最も適切な処遇の実施に取り組み始めている。更生保護の分野においても、近時、その再犯防止機能に対し、国民の厳しい目が向けられるようになり、更生保護制度全般の抜本的な検討・見直しが進められ、保護観察対象者の改善更生及び再犯防止を促進するための取組が行われている。

こうした矯正及び更生保護における犯罪者処遇の充実強化を図る上で、近い将来、現在にも増して重要な課題となるのが、増加する高齡犯罪者にいかに対応し、改善更生及び社会復帰をいかに促進していくかというテーマと思われる。

本研究においては、このような観点から、最初に、近時の高齡犯罪者の動向について、矯正及び更生保護の入口段階である検挙、検察段階において、どのような状況にあるかを公的な統計資料等に基づいて概観する。

次に、法務省大臣官房司法法制部の資料を基に、年齢層別の比較、経年比較等によって、最近の高齡受刑者及び高齡保護観察対象者の特質を明らかにしたい。

最後に、矯正及び更生保護の現場の高齡者の実態を把握するために行った特別調査の結果を報告する。この特別調査は、①平成18年8月1日から同年11月30日までに出所した高齡受刑者の実態及び意識調査、②同じ出所者中、仮釈放で出所した者に対して、出所後1か月の時点で実施した意識調査から構成される。こうした方法によって、仮釈放で出所した者についてだけではあるが、出所前の意識と出所後の現実の生活を踏まえての意識との差異を浮かび上がらせることを目指した。

なお、本研究において高齡者とは原則として65歳以上の者を指すこととする。ただし、統計資料の関係で65歳の年齢の区切りがないものについては、60歳以上の者とする場合もある。また、本研究における罪名等の定義は、巻末資料7のとおりである。

第2章 高齢犯罪者の概況

ここでは、矯正及び更生保護の高齢犯罪者の実態分析の前提として、まず検挙人員から見た高齢犯罪者の動向及び検察段階における高齢犯罪者の動向について概観しておくこととする。

第1 検挙人員から見た高齢犯罪者の動向

1 一般刑法犯検挙人員の推移

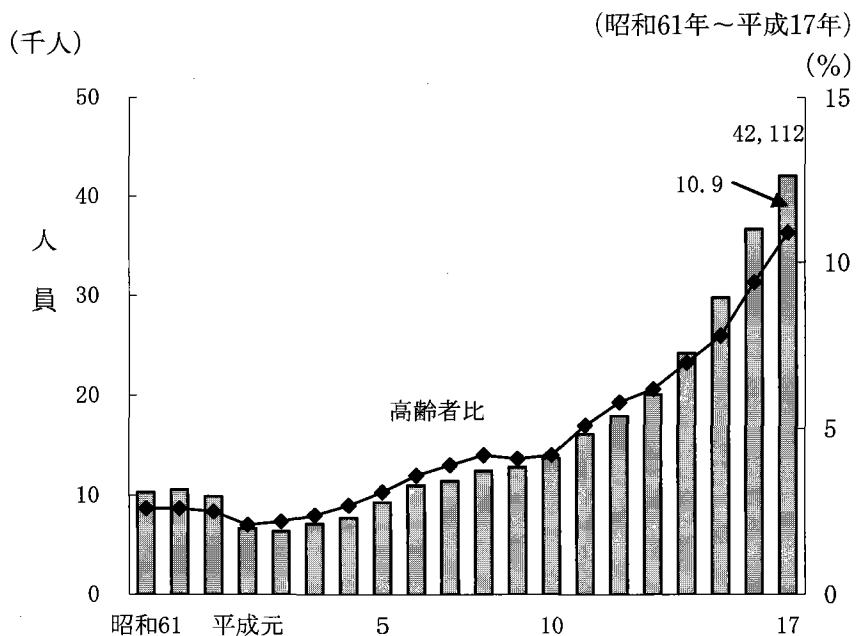
一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は、年々高くなっている。

一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員及び割合の推移は、図2-1-1-1のとおりである。

一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員は、平成3年以降、増加傾向にある。一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は、昭和61年には2.6%であったが、平成17年には10.9%と1割を超えた。

社会全体の高齢化が進行しているため、高齢者の検挙人員が増加し、一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合が上昇傾向にあるのは当然といえるかもしれない。では、高齢犯

図2-1-1-1 一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員及び割合の推移



注 1 警察庁の統計による。

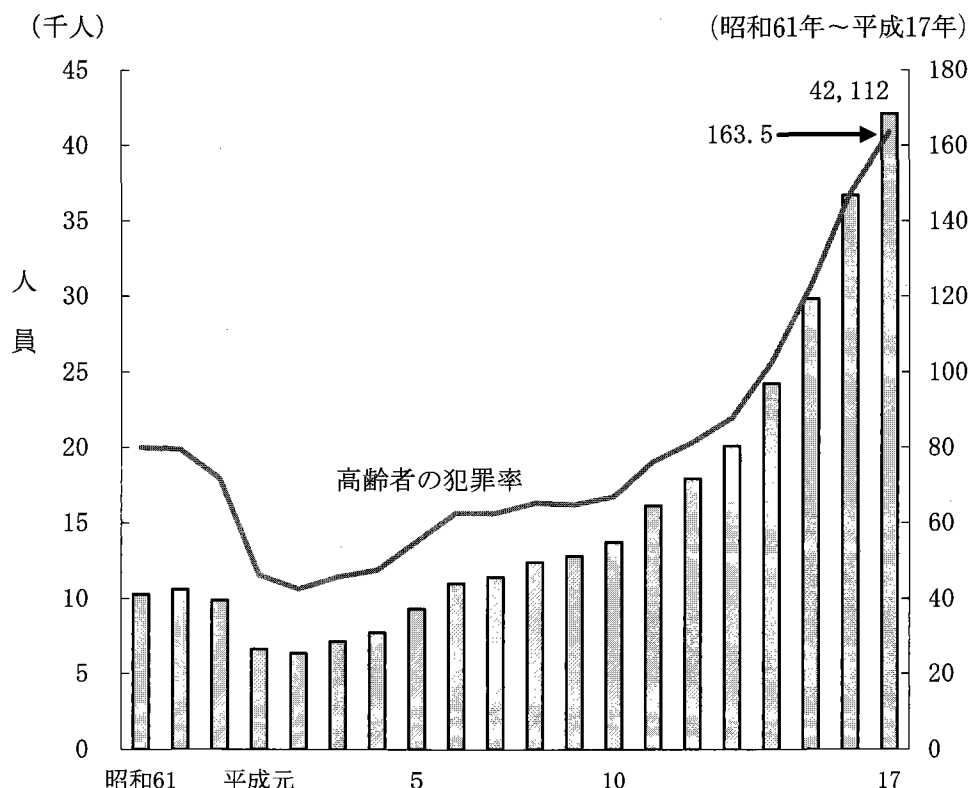
2 「高齢者比」とは、一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の人員の割合をいう。

罪者の増加は、高齢者人口と比較した場合、どのように増加しているのでしょうか。

65歳以上の高齢者の一般刑法犯検挙人員及び犯罪率（同年齢人口10万人当たりの一般刑法犯検挙人員の比率）の推移（昭和61年以降）は、**図2-1-1-2**のとおりである。

高齢者の犯罪率は、平成3年以降、上昇傾向にあり、高齢者人口の増加以上に高齢者の一般刑法犯検挙人員は増加している。

図2-1-1-2 高齢者の一般刑法犯検挙人員及び犯罪率の推移



注 1 総務省の統計及び警察庁の統計による。
 2 「高齢者の犯罪率」とは、65歳以上の人口10万人当たりの65歳以上の一般刑法犯検挙人員の比率をいう。

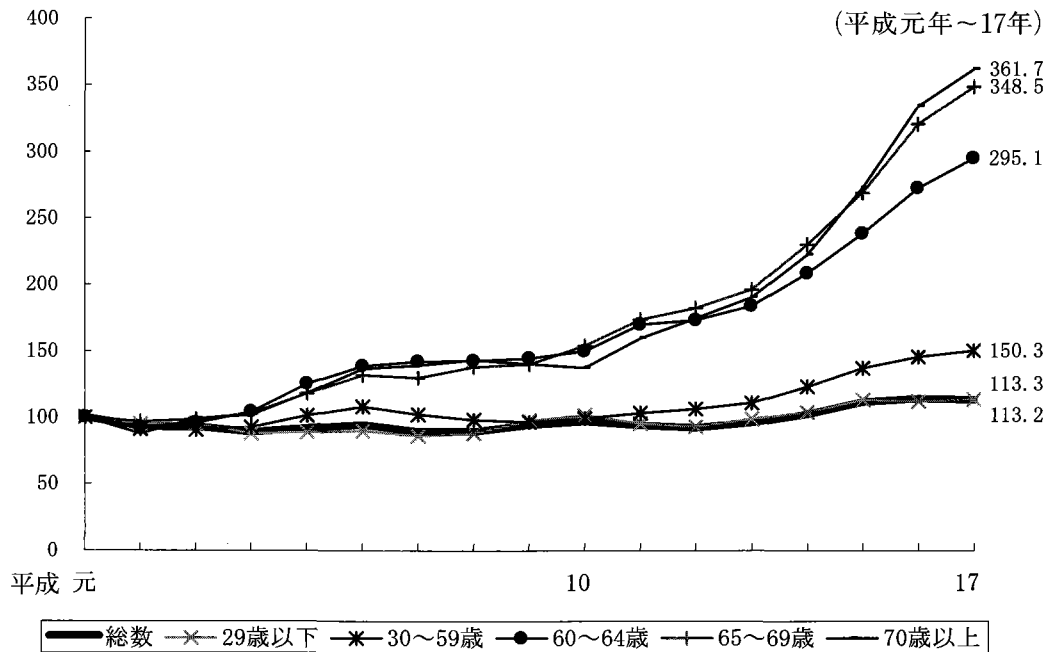
次に、各年齢層別に犯罪率がどのように変化しているかを比較検討する。

年齢層別の犯罪率の変化率の推移（平成元年以降）は、**図2-1-1-3**のとおりである。

犯罪率の絶対値は年齢層が若いほど高いが、平成元年の各年齢層の犯罪率を100とした場合の犯罪率の変化率は、年齢層が高くなるほど高くなっている。

以上から、近年の検挙人員の動向から見た高齢犯罪者は、高齢者人口の増加以上に増えているし、その犯罪率の変化率は他の年齢層よりも高いことが分かった。

図 2-1-1-3 年齢層別犯罪率の変化率の推移



- 注 1 総務省の統計及び警察庁の統計による。
 2 平成元年を100とした指数である。

2 罪名別動向

近年、高齢犯罪者は人口比で見ても、他の年齢層と比較しても増加の程度が著しい。では、どのような罪名において増加傾向が著しいのであろうか。ここでは、罪名別に高齢者の検挙人員の動向を見ていく。

平成17年の一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検挙人員は、表2-1-2-1のとおりである。

各年齢層別に罪名を見ると、どの年齢層においても窃盗の占める割合が最も高いが、特に高齢者については窃盗の占める割合が64.9%と最も高く、次いで、横領が続ぎ、この二つの罪名で9割近くを占めている。女子の高齢者においては、窃盗の占める割合(89.1%)の高さが一段と目立っている。

高齢者の主要罪名別検挙人員及び犯罪率の推移は、図2-1-2-2のとおりである。

平成元年と17年を比較すると、窃盗が2万2,196人、遺失物等横領が9,114人増加しており、この二つの罪名で、この期間の高齢者の一般刑法犯検挙人員の増加分(3万5,487人)の88.2%を占めている。

しかし、近年、高齢者の検挙人員及び犯罪率が増加・上昇傾向にある罪名は、窃盗及び遺失物等横領だけではない。強盗が増加・上昇傾向にあるほか、傷害、暴行、脅迫等の粗暴犯も増加・上昇傾向にある。また、性犯罪のうち強制わいせつが増加・上昇傾向にある点も注目される。

表 2 - 1 - 2 - 1 一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検挙人員

(平成17年)

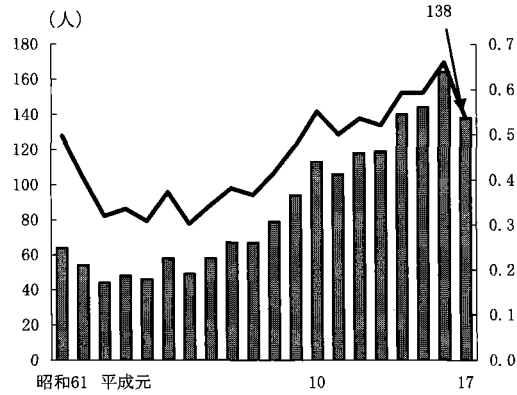
罪 名	総 数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	男 子 女 子	
								男 子	女 子
総 数	262,433 (100.0)	66,932 (100.0)	47,164 (100.0)	37,068 (100.0)	48,019 (100.0)	21,142 (100.0)	42,108 (100.0)	28,823 (100.0)	13,285 (100.0)
殺 人	1,267 (0.5)	253 (0.4)	303 (0.6)	219 (0.6)	247 (0.5)	107 (0.5)	138 (0.3)	123 (0.4)	15 (0.1)
強 盗	2,685 (1.0)	1,146 (1.7)	625 (1.3)	413 (1.1)	309 (0.6)	97 (0.5)	95 (0.2)	89 (0.3)	6 (0.0)
傷 害	20,969 (8.0)	6,058 (9.1)	5,855 (12.4)	3,587 (9.7)	3,399 (7.1)	996 (4.7)	1,074 (2.6)	995 (3.5)	79 (0.6)
暴 行	12,425 (4.7)	2,648 (4.0)	3,336 (7.1)	2,273 (6.1)	2,487 (5.2)	800 (3.8)	881 (2.1)	828 (2.9)	53 (0.4)
恐 喝	3,798 (1.4)	1,407 (2.1)	1,143 (2.4)	565 (1.5)	488 (1.0)	134 (0.6)	61 (0.1)	57 (0.2)	4 (0.0)
窃 盗	122,669 (46.7)	27,346 (40.9)	19,151 (40.6)	15,944 (43.0)	21,989 (45.8)	10,906 (51.6)	27,333 (64.9)	15,500 (53.8)	11,833 (89.1)
侵入盗	9,520 (3.6)	3,209 (4.8)	2,425 (5.1)	1,686 (4.5)	1,428 (3.0)	396 (1.9)	376 (0.9)	333 (1.2)	43 (0.3)
乗り物盗	13,800 (5.3)	6,064 (9.1)	2,410 (5.1)	1,594 (4.3)	1,852 (3.9)	746 (3.5)	1,134 (2.7)	1,070 (3.7)	64 (0.5)
非侵入盗	99,349 (37.9)	18,073 (27.0)	14,316 (30.4)	12,664 (34.2)	18,709 (39.0)	9,764 (46.2)	25,823 (61.3)	14,097 (48.9)	11,726 (88.3)
詐 欺	10,578 (4.0)	2,758 (4.1)	2,394 (5.1)	1,969 (5.3)	2,048 (4.3)	704 (3.3)	705 (1.7)	580 (2.0)	125 (0.9)
横 領	59,784 (22.8)	18,275 (27.3)	7,132 (15.1)	7,018 (18.9)	11,907 (24.8)	5,643 (26.7)	9,809 (23.3)	8,835 (30.7)	974 (7.3)
強 姦	922 (0.4)	392 (0.6)	308 (0.7)	118 (0.3)	75 (0.2)	15 (0.1)	14 (0.0)	14 (0.0)	—
放 火	705 (0.3)	141 (0.2)	157 (0.3)	122 (0.3)	161 (0.3)	63 (0.3)	61 (0.1)	47 (0.2)	14 (0.1)
そ の 他	26,631 (10.1)	6,508 (9.7)	6,760 (14.3)	4,840 (13.1)	4,909 (10.2)	1,677 (7.9)	1,937 (4.6)	1,755 (6.1)	182 (1.4)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、構成比である。

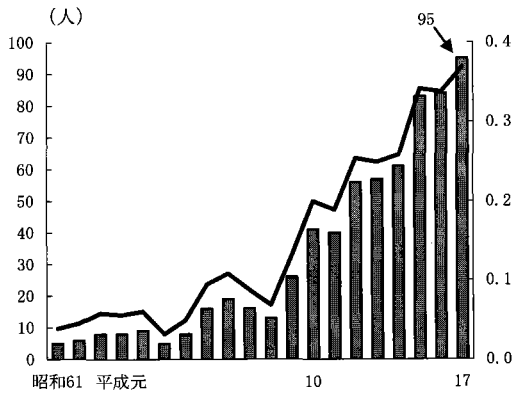
図2-1-2-2 高齢者の主要罪名別検挙人員及び犯罪率の推移

(昭和61年～平成17年)

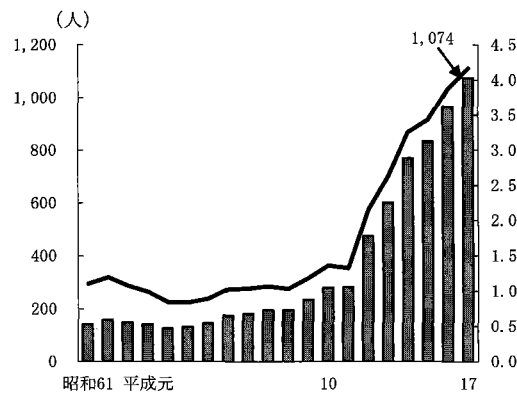
① 殺人



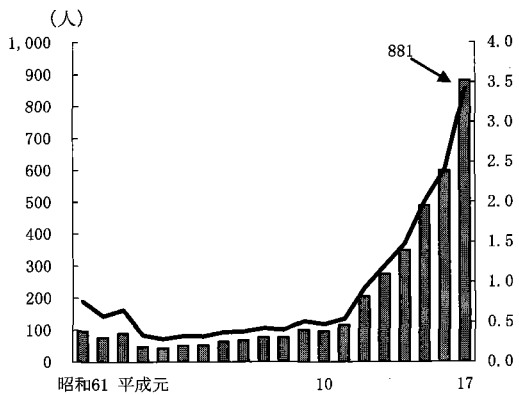
② 強盗



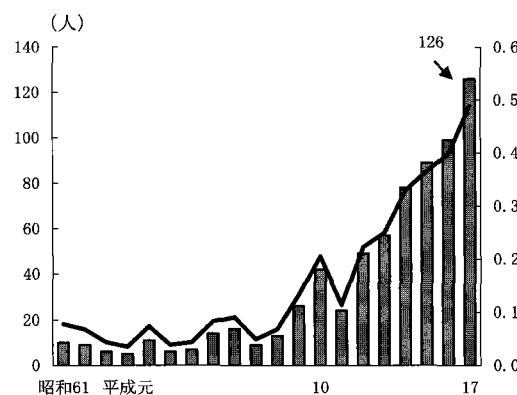
③ 傷害



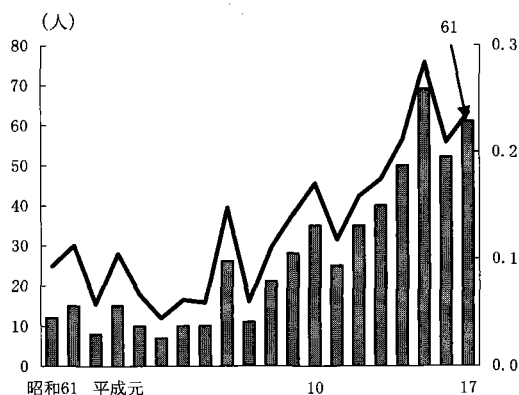
④ 暴行



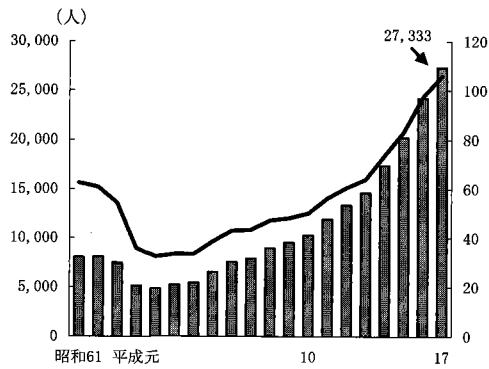
⑤ 脅迫



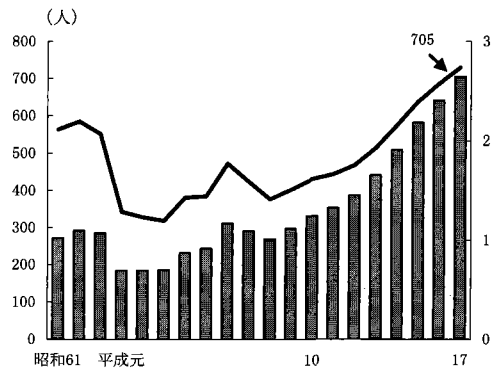
⑥ 恐喝



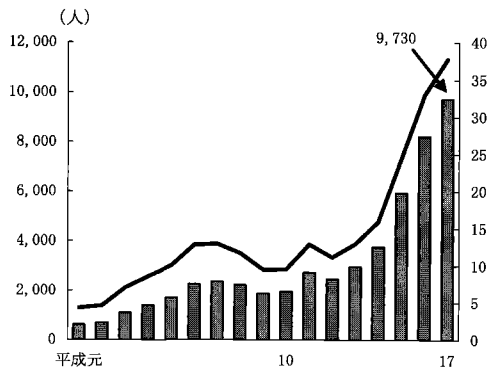
⑦ 窃盗



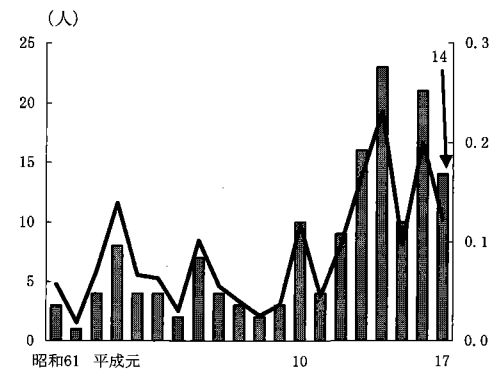
⑧ 詐欺



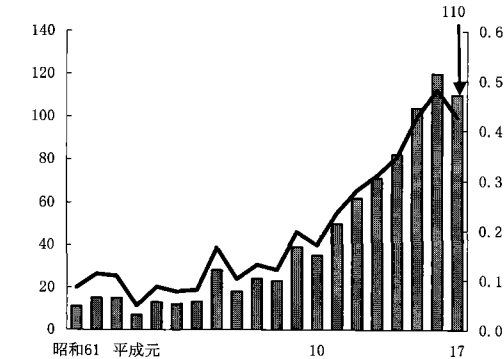
⑨ 遺失物等横領



⑩ 強姦



⑪ 強制わいせつ



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 「犯罪率」とは、65歳以上の人口10万人当たりの65歳以上の検挙人員の比率をいう。ただし、「強姦の犯罪率」は、65歳以上の男性人口10万人当たりの65歳以上の検挙人員である。
- 3 昭和63年以前の高齢者の遺失物等横領の検挙人員の資料はない。

第2 検察段階における動向

一般刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合が上昇傾向にあることが認められたが、犯罪者処遇の次の段階である検察段階、裁判段階においてはどうかであろうか。増加する高齢犯罪者に対して検察、裁判がどのように対応しているかを概観しておくことは、更に次の段階である矯正、更生保護における高齢犯罪者の処遇を考える上で、不可欠と考える。

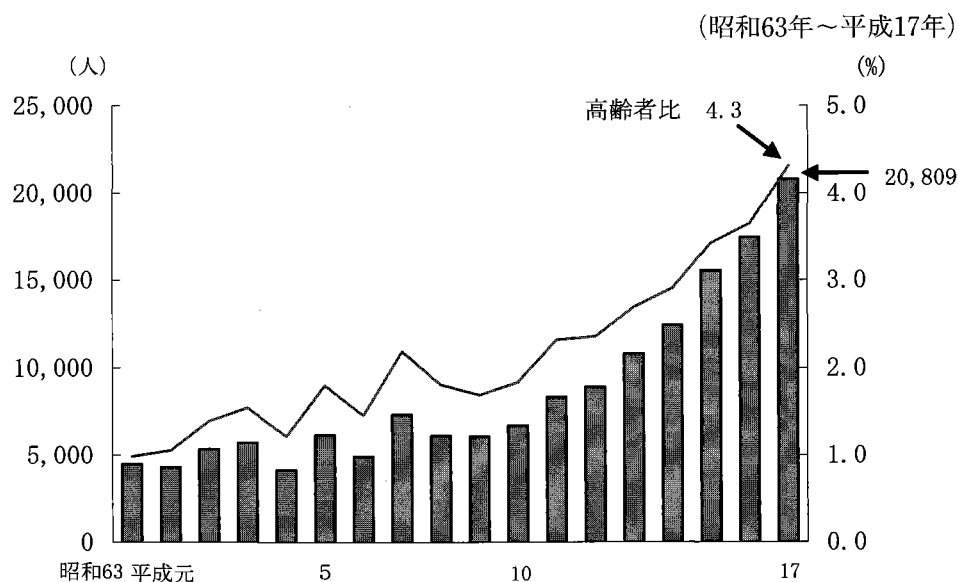
ただし、検察段階における高齢者の動向に関しては、検察統計年報によることができたが、裁判段階における公的統計資料である司法統計年報には、年齢区別の統計値が掲載されていない。そのため、裁判段階における高齢者の動向については、今後の課題とし、ここでは検察段階における高齢者の動向についてのみ概観する。

1 検察庁既済事件

検察庁既済事件の人員に占める高齢者の推移は、図2-2-1-1のとおりである。

高齢者の割合は、昭和63年には1.0%(4,467人)であったが、平成17年には4.3%(20,809人)を占めた。昭和63年と比べると、人員で約4.7倍、その占める割合も4倍以上となった。

図2-2-1-1 検察庁既済事件人員に占める高齢者の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 交通関係業過及び道交違反を除く。
 3 「高齢者比」とは、検察庁既済事件人員に占める65歳以上の人員の割合をいう。

平成17年の一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検察庁既済人員は、表2-2-1-2のとおりである。

65歳以上の一般刑法犯の検挙人員においては、窃盗、横領の占める割合がそれぞれ64.9%、23.3%であったが、65歳以上の一般刑法犯の検察庁既済人員においては、窃盗が

49.9%，横領が11.5%となっている。

表 2 - 2 - 1 - 2 一般刑法犯の主要罪名別・年齢層別検察庁既済人員

(平成17年)

罪 名	総 数	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	男 子 女 子	
								男 子	女 子
総 数	200,948 (100.0)	58,128 (100.0)	48,734 (100.0)	33,570 (100.0)	33,591 (100.0)	11,713 (100.0)	15,212 (100.0)	11,870 (100.0)	3,342 (100.0)
殺 人	1,192 (0.6)	188 (0.3)	293 (0.6)	197 (0.6)	230 (0.7)	113 (1.0)	171 (1.1)	144 (1.2)	27 (0.8)
強 盗	1,719 (0.9)	655 (1.1)	360 (0.7)	345 (1.0)	256 (0.8)	63 (0.5)	40 (0.3)	37 (0.3)	3 (0.1)
傷 害	25,609 (12.7)	7,482 (12.9)	7,322 (15.0)	4,295 (12.8)	3,987 (11.9)	1,210 (10.3)	1,313 (8.6)	1,232 (10.4)	81 (2.4)
暴 行	11,102 (5.5)	2,352 (4.0)	3,069 (6.3)	2,064 (6.1)	2,181 (6.5)	706 (6.0)	730 (4.8)	681 (5.7)	49 (1.5)
恐 喝	4,961 (2.5)	1,993 (3.4)	1,443 (3.0)	719 (2.1)	562 (1.7)	165 (1.4)	79 (0.5)	74 (0.6)	5 (0.1)
窃 盗	81,105 (40.4)	24,647 (42.4)	18,201 (37.3)	12,703 (37.8)	13,134 (39.1)	4,824 (41.2)	7,596 (49.9)	4,928 (41.5)	2,668 (79.8)
詐 欺	16,340 (8.1)	4,754 (8.2)	3,931 (8.1)	3,125 (9.3)	2,738 (8.2)	915 (7.8)	877 (5.8)	732 (6.2)	145 (4.3)
横 領	14,086 (7.0)	3,835 (6.6)	2,179 (4.5)	2,040 (6.1)	3,004 (8.9)	1,273 (10.9)	1,755 (11.5)	1,648 (13.9)	107 (3.2)
強 姦	1,383 (0.7)	544 (0.9)	511 (1.0)	176 (0.5)	103 (0.3)	29 (0.2)	20 (0.1)	20 (0.2)	0 (0.0)
放 火	866 (0.4)	169 (0.3)	214 (0.4)	167 (0.5)	187 (0.6)	56 (0.5)	73 (0.5)	56 (0.5)	17 (0.5)
そ の 他	42,585 (21.2)	11,509 (19.8)	11,211 (23.0)	7,739 (23.1)	7,209 (21.5)	2,359 (20.1)	2,558 (16.8)	2,318 (19.5)	240 (7.2)

- 注 1 検察統計年報による。
- 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
- 3 年齢は、処理時のものである。
- 4 () 内は、構成比である。

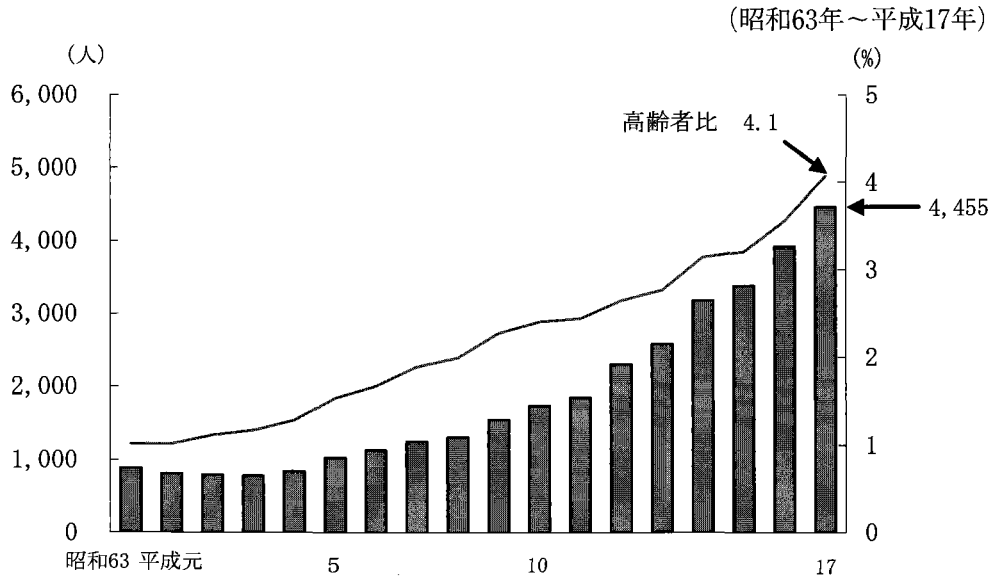
2 起 訴

一般刑法犯の起訴人員に占める高齢者の割合も年々高くなっている。

高齢者の一般刑法犯起訴人員の推移は、図 2 - 2 - 2 - 1 のとおりである。

昭和63年には887人で一般刑法犯起訴人員に占める割合は1.0%であったが、平成17年には4,455人で4.1%を占めており、昭和63年と比べると、人員で約5倍、その占める割合も4倍以上となった。

図 2 - 2 - 2 - 1 高齢者の一般刑法犯起訴人員の推移

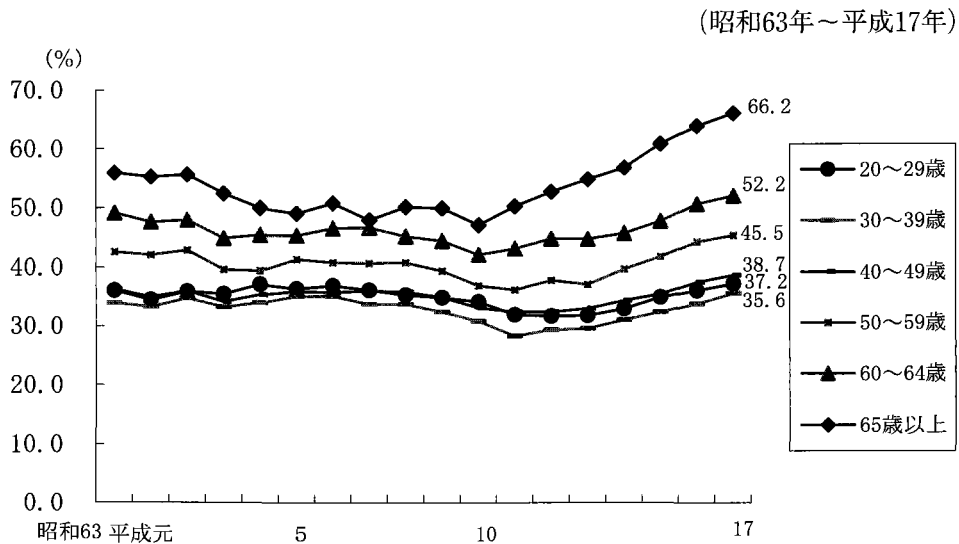


- 注 1 検察統計年報による。
 2 年齢は、犯時のものである。
 3 「高齢者比」とは、一般刑法犯起訴人員に占める65歳以上の人員の割合をいう。

3 起訴猶予

一般刑法犯の年齢層別起訴猶予率の推移は、図 2 - 2 - 3 - 1 のとおりである。

図 2 - 2 - 3 - 1 一般刑法犯の年齢層別起訴猶予率の推移



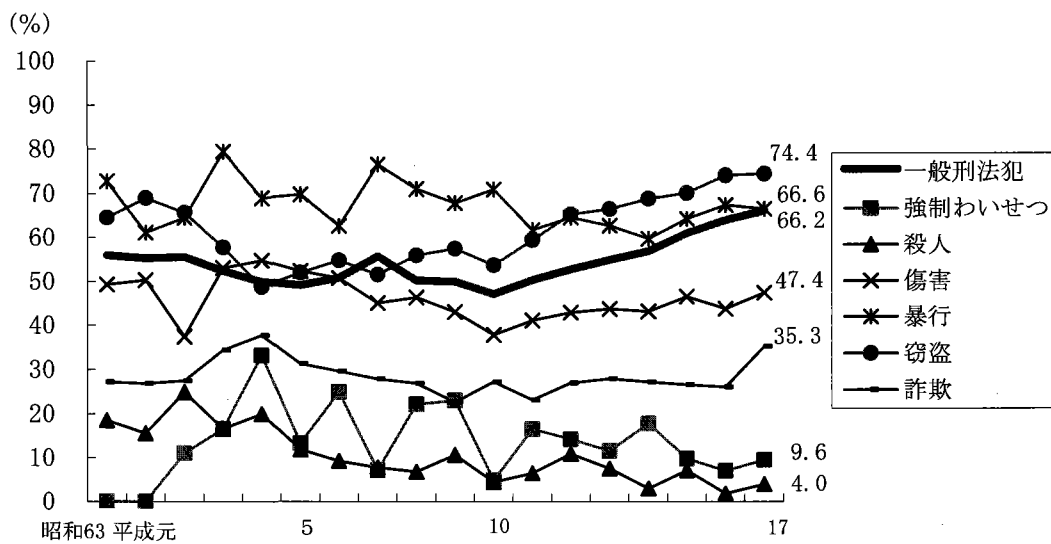
- 注 1 検察統計年報による。
 2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
 3 年齢は、犯時のものである。

全体的に近年は、起訴猶予率が上昇傾向にある。起訴猶予率は、50歳未満では、ほとんど差異が見られないが、50歳以上では年齢層が高いほど起訴猶予率は高い。特に65歳以上の高齢者層が、他の年齢層に比べて起訴猶予率が高くなっている。

65歳以上の被疑者の罪名別の起訴猶予率の推移は、図2-2-3-2のとおりである。

窃盗の起訴猶予率は上昇傾向にあるものの、暴行、傷害、詐欺等はほぼ横ばい傾向である。他方、近年は、殺人及び強制わいせつの起訴猶予率が低下傾向にある。なお、人数が少ないため、図には掲載しなかったが、強盗の起訴猶予率は、平成17年は10.8%であった。

図2-2-3-2 65歳以上の被疑者の罪名別起訴猶予率の推移



注 1 検察統計年報による。

2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 年齢は、犯時のものである。

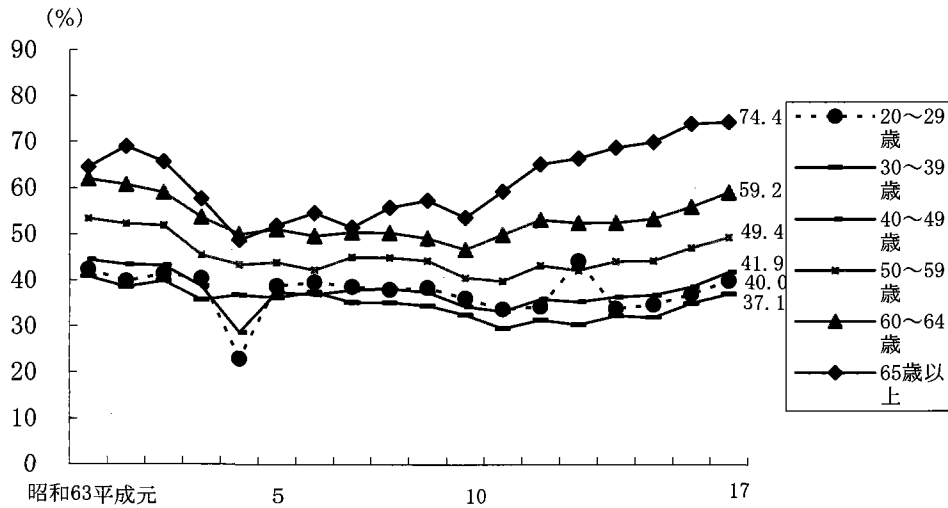
65歳以上の窃盗の起訴猶予率が、近年、上昇傾向にあることから、こうした傾向が他の年齢層でも見られるか検討する。

窃盗の年齢層別起訴猶予率の推移は、図2-2-3-3のとおりである。

近年は、窃盗の起訴猶予率は各年齢層とも上昇傾向にある。

図 2 - 2 - 3 - 3 窃盗の年齢層別起訴猶予率の推移

(昭和63年～平成17年)



注 1 検察統計年報による。

2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 年齢は、犯時のものである。

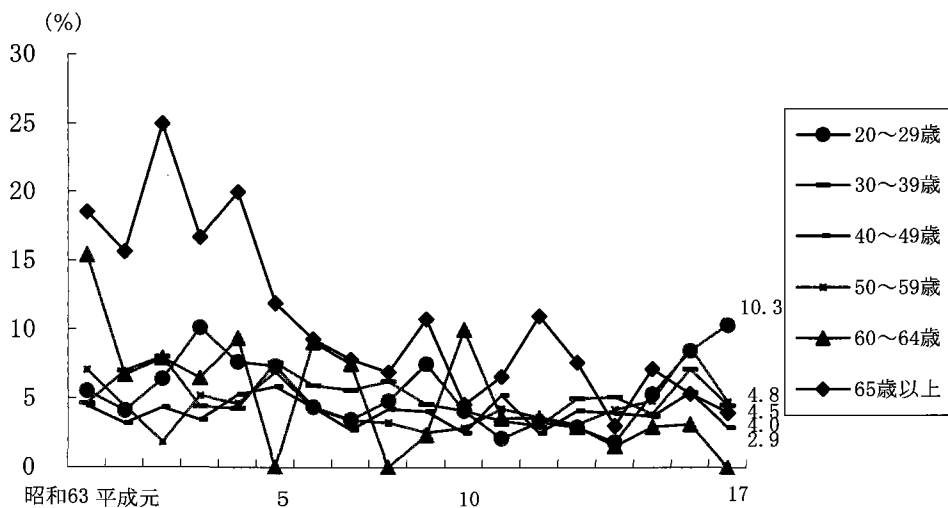
65歳以上の殺人の起訴猶予率が、近年、低下傾向にあることから、こうした傾向が他の年齢層でも見られるか検討する。

殺人の年齢層別起訴猶予率の推移は、図 2 - 2 - 3 - 4 のとおりである。

65歳以上の殺人の起訴猶予率は、以前は他の年齢層に比べて高かったが、最近はその年齢層との差異はほとんど認められなくなっている。

図 2 - 2 - 3 - 4 殺人の年齢層別起訴猶予率の推移

(昭和63年～平成17年)



注 1 検察統計年報による。

2 「起訴猶予率」とは、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 年齢は、犯時のものである。

第3 小 括

1 検挙人員の動向

我が国の一般刑法犯検挙人員に占める高齢者は、近年、数の上でも、また、一般刑法犯検挙人員全体に占める割合の上でも増加の一途をたどっている。この背景には、国際的に見ても例のない速さで進行している我が国の高齢化がある。

しかし、高齢犯罪者の増加は、社会全体の高齢者人口の急増の帰結としての必然的な現象とばかりは言い切れないものがある。それは、65歳以上の高齢者人口10万人当たりの同年齢の一般刑法犯検挙人員が他の年齢層と比較しても大きく伸張しているからである。

さらに、留意しなければならないことは、より詳細に高齢犯罪者の罪名別の動向を見ると、様々な犯罪において、検挙人員の増加のみならず、犯罪率の伸びが認められたことである。高齢者の検挙人員全体に占める窃盗及び遺失物等横領の割合は、ほかの年齢層のそれと比べて高いことが認められるが、近年、高齢者の検挙人員及び犯罪率が増加・上昇傾向にある罪名は、窃盗及び遺失物等横領だけではない。強盗、傷害、暴行、脅迫、強制わいせつ等、多くの罪名において、高齢者の検挙人員及び犯罪率が増加・上昇傾向にある点が注目される。

高齢者による犯罪が必ずしも窃盗等の利得が動機となる財産犯においてのみ増加しているのではないということは、近年の高齢犯罪者の増加が経済的困窮によるもののみではなく、高齢者の社会的孤立、ライフスタイルの変化等、他の多くの要因が絡まりあって生じている現象であると推測させるものである。

2 検察段階における動向

検察段階においても、高齢者の既済事件人員及び一般刑法犯起訴人員が増加している。

また、高齢者層においては、ほかの年齢層と比較して、一般刑法犯の起訴猶予率が高かった。これは、高齢者の一般刑法犯既済事件人員の罪名の中で最も多くを占める窃盗の起訴猶予率がほかの年齢層のそれと比べて高いことが影響していると思われる。

第3章 矯正における高齢受刑者の実態

第1 矯正における高齢受刑者の動向

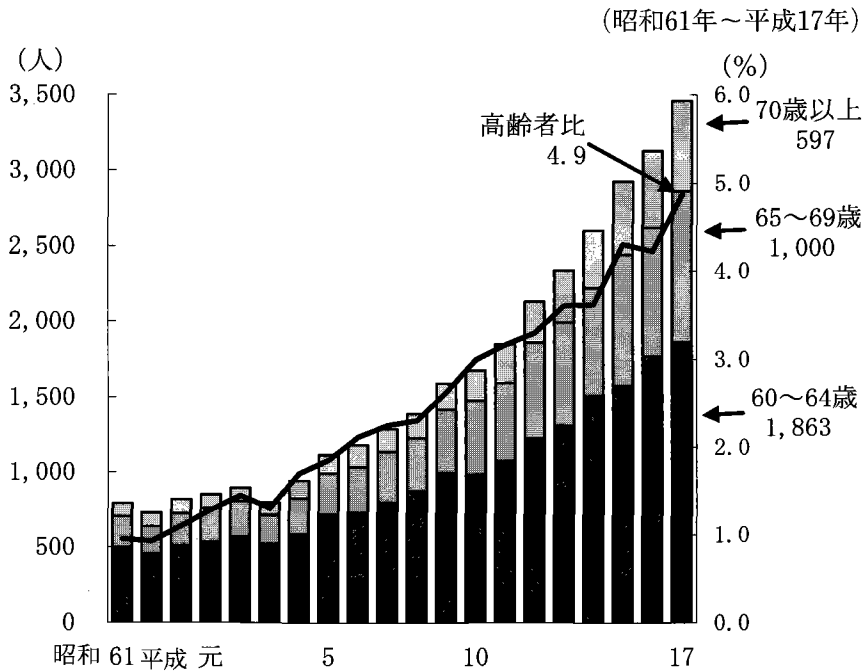
1 高齢受刑者の全般的動向

我が国の刑事施設では、収容人員が収容定員を上回る過剰収容の深刻化とともに、外国人の増加及び多国籍化、覚せい剤受刑者の増加、女子の増加等の質的な変化も急速に進行している。その中でも、特に、高齢の受刑者の増加は著しい。

昭和61年以降の60歳以上の新受刑者数及び高齢者比の推移は、図3-1-1-1のとおりである。

近年、65歳以上の新受刑者数は急激に増加している。その伸びは新受刑者総数に対する割合で見ても、昭和61年の0.9%から平成17年の4.9%と約5.4倍に上昇している。

図3-1-1-1 60歳以上新受刑者数及び高齢者比の推移



注 1 矯正統計年報による。

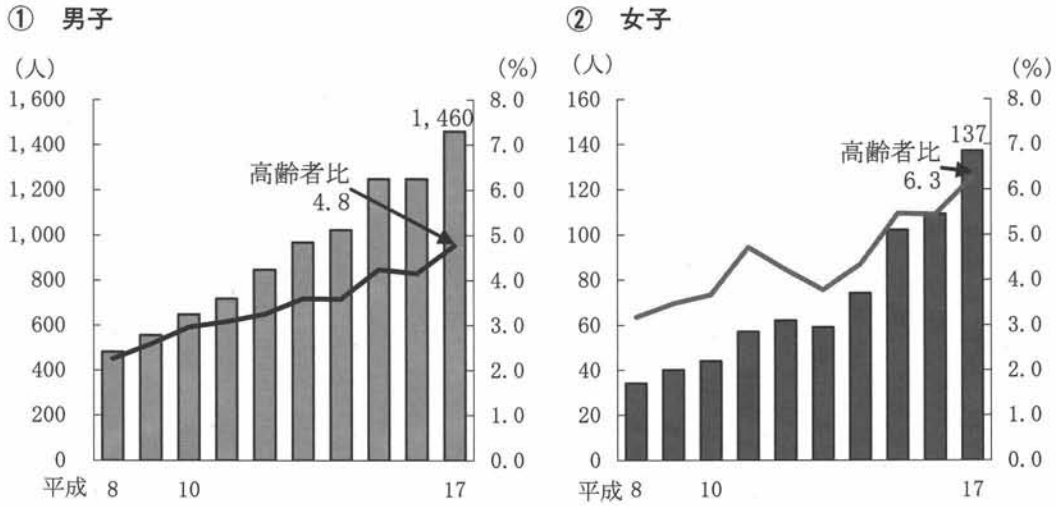
2 「高齢者比」とは、新受刑者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

昭和61年以降の高齢新受刑者数及び高齢者比の推移を男女別に見ると、図3-1-1-2のとおりである。

平成14年以降、女子の増加が目立つ。男子は平成8年が483人、17年が1,460人と約3倍に上昇しているのに対し、女子は8年が34人、17年が137人と約4倍に上昇している。

図3-1-1-2 高齢新受刑者数及び高齢者比の男女別の推移

(平成8年～17年)



注 1 矯正統計年報による。

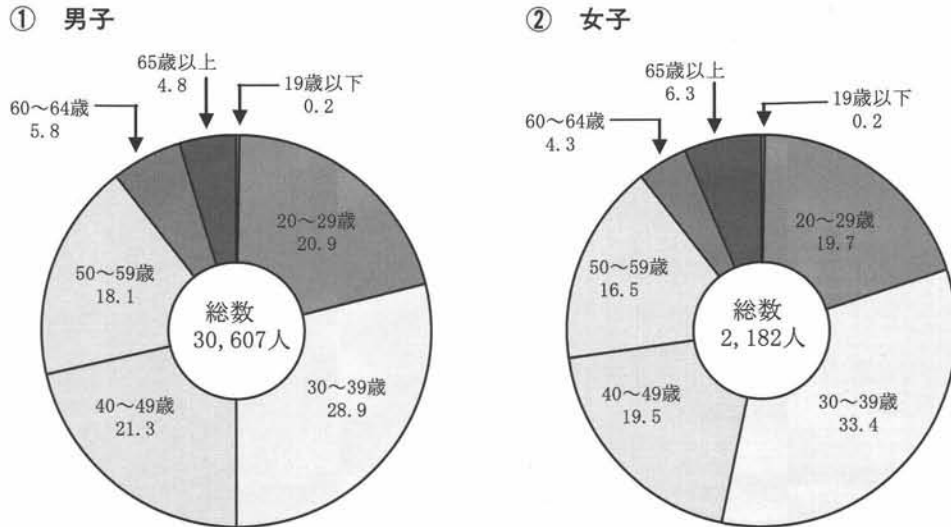
2 「高齢者比」とは、新受刑者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

平成17年における新受刑者の男女別の年齢層別構成比は、図3-1-1-3のとおりである。

新受刑者に対する65歳以上の割合は、男子よりも女子の方が高い。

図3-1-1-3 新受刑者の男女別・年齢層別構成比

(平成17年)



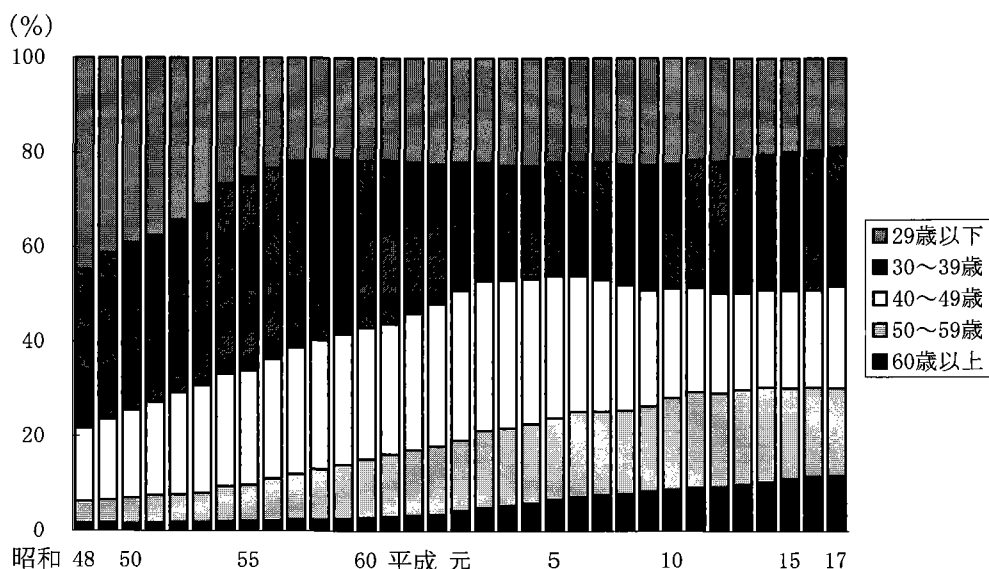
注 矯正統計年報による。

2 高齢受刑者の動向予測

年末在所受刑者の年齢層別構成比の推移は、図3-1-2-1のとおりである。

図3-1-2-1 年末在所受刑者の年齢層別構成比の推移

(昭和48年～平成17年)



注 矯正統計年報による。

年末在所受刑者の過去の統計資料には65歳という年齢区分が存在しないため、60歳以上の構成比の推移を見ると、昭和48年には613人（1.6%）であったのに対し、平成17年には7,837人（11.6%）となっており、高齢化が大きく進行していることが分かる。

今後、我が国は更に高齢者人口の割合が高まっていくことが予測されており、それに伴って、刑務所人口に占める高齢受刑者の割合も高まっていくものと思われる。では、それはどの程度であろうか。

刑務所人口の中で高齢受刑者がどの程度を占めるかは、総人口に占める高齢者の割合だけでなく、今後の犯罪情勢、社会経済的状況等、多くの要因によって影響されるものと思われる。ただし、ここでは、大雑把な推計値を求めることに主眼があることから、もっとも大きな影響を与えていると思われる高齢者人口の推移との関連で将来推計を試みる。

なお、既に述べたように、年末在所受刑者の年齢区分に関する統計値には65歳以上という区分がないため、ここでは年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合の推計を試みる。

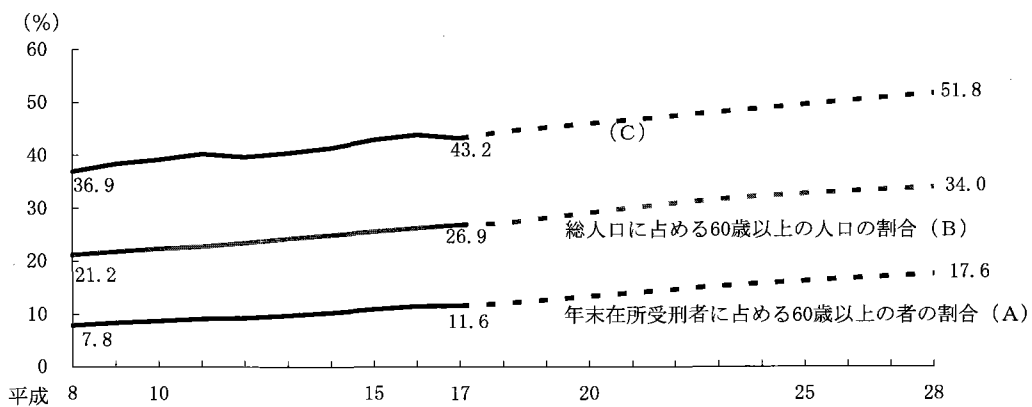
平成8年から17年までの年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合(A)と同期間における総人口に占める60歳以上の人口の割合(B)は、ほぼ直線的に同じような傾向で上昇しており、かなり強い関連が認められる。ただし、8年の時点と17年の時点と比較すると、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合(A)が1.49倍になっているのに対し、総人口に占める60歳以上の人口の割合(B)は、1.27倍にとどまっている。すなわち、人口の割合の伸び以上に年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合の伸びが大きいのである。そこで、両者の比(A/B)を求めてCとしたところ、Cの値もほぼ一定のプラスの傾きで直線的に増加していることがわかった。

以上から今後も人口の割合の伸び以上に年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合が伸びていくものと仮定し、過去10年間のCの値から単回帰分析によって平成28年までのCの推計値を求めた。そして、Cの推計値と既に公表されているBの推計値から、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合 ($A=C \times B$) を求めた。その結果は、**図3-1-2-2**のとおりである。

平成17年の年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合は11.6%であったが、このままの状態が変わらずに続くと仮定すると、前記条件の下における大胆な推計ではあるが、28年には17.6% (約1.5倍) になると予測される。同期における総人口に占める60歳以上の人口の割合の伸びは1.26倍であり、これを大きく上回って刑務所の高齢化が進むことが予測される。

さらに、総人口に占める65歳以上の人口の割合が最も高くなると見込まれる平成62年には、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合は35.2%にまで達すると予測される。

図3-1-2-2 年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合の将来推計
(平成8年~28年)



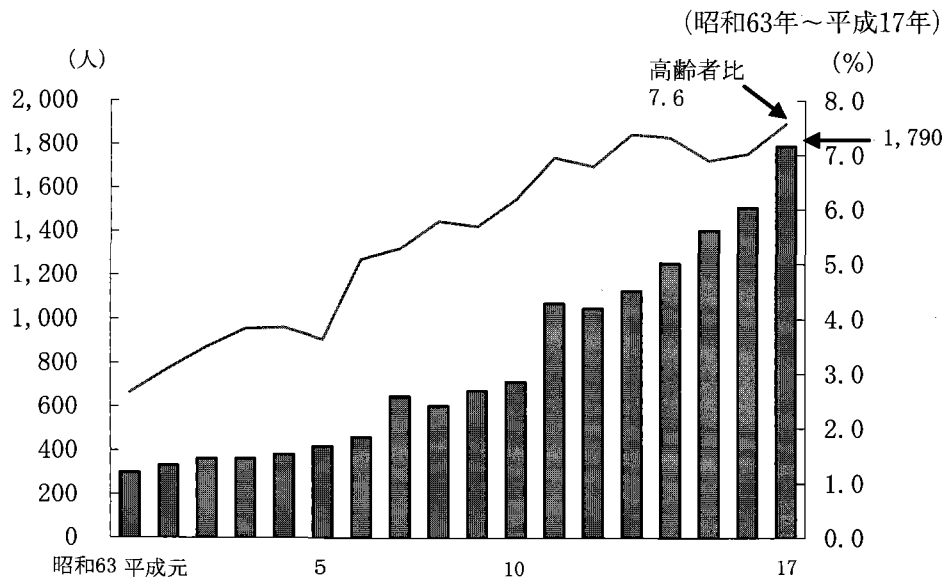
- 注 1 矯正統計年報及び国立社会保障・人口問題研究所の資料による。
 2 平成17年以降の割合は予測値である。
 3 (C)の式は、 $y=0.716x+36.717$ 、調整済み R2乗=0.93である。xは、平成8年を1とする「年」を代入する。たとえば、9年は2、10年は3のように代入する。

3 高齢受刑者に対する医療等の状況

65歳以上の既決拘禁者（受刑者，死刑確定者及び労役場留置者）のうちの休養患者（医師の診療を受けた者のうち医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容されて治療を受けたもの）の数及び高齢者比の推移は、**図3-1-3-1**のとおりである。

65歳以上の休養患者の総数は、ほぼ一貫して増加しており、高齢者比も同様に上昇している。

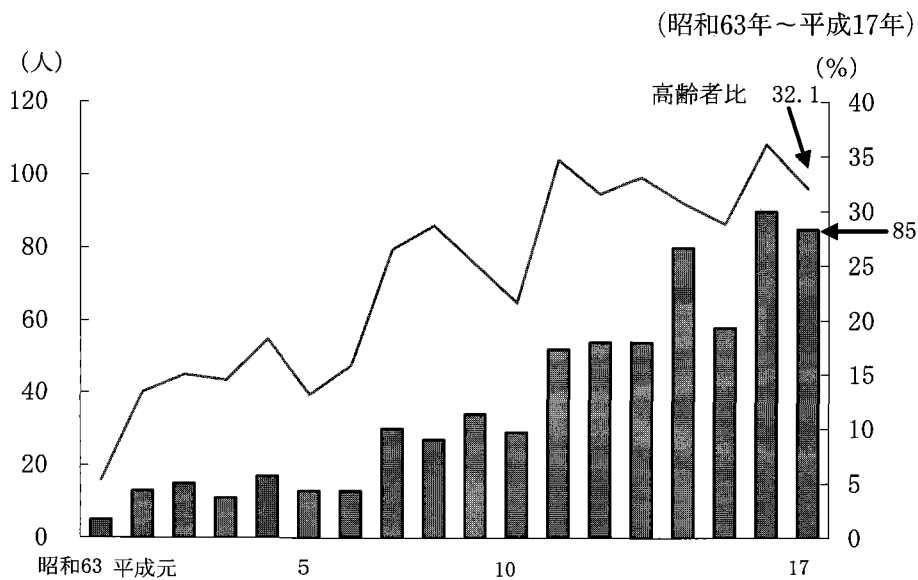
図3-1-3-1 65歳以上の既決拘禁者の休養患者数及び高齢者比の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 65歳以上の既決拘禁者で、休養患者の総数である。
 3 「高齢者比」とは、休養患者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

65歳以上の既決拘禁者の休養患者のうち、病死及び変死による死亡者数及び高齢者比の推移は、図3-1-3-2のとおりである。

図3-1-3-2 65歳以上の既決拘禁者の死亡者数及び高齢者比の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 死亡した65歳以上の既決拘禁者の総数である。
 3 「高齢者比」とは、既決拘禁者の死亡者に占める65歳以上の人員の割合をいう。

65歳以上の死亡者数は増加傾向にあるが、高齢者比もここ数年は30パーセントを超える高水準にある。

日本矯正医学会の調査によれば、平成18年6月30日現在、刑事施設に在所していた60歳以上の高齢受刑者7,582人のうち、休養、非休養にかかわらず、何らかの傷病にり患している者は4,950人で、り患していない者は2,632人であった。また、60歳以上の高齢者のうち、何らかの疾病を有している者の割合、すなわち、有病率は、65.3%であった。

60歳以上の高齢受刑者の病名・カテゴリー別有病者数は、表3-1-3-3のとおりである。

表3-1-3-3 60歳以上の高齢受刑者の病名・カテゴリー別有病者数等
(平成18年)

病名・カテゴリー名	休養患者数	休養率	有病者数	有病率
新生物	67	38.7%	173	2.3%
高血圧症	32	1.5%	2,119	27.9%
精神障害	24	9.9%	243	3.2%
脳血管障害	19	11.7%	162	2.1%
尿路性器系疾患	17	15.7%	108	1.4%
心疾患	16	4.6%	346	4.6%
消化器疾患	14	6.0%	234	3.1%
糖尿病	11	3.1%	352	4.6%
肝疾患	11	7.9%	140	1.8%
呼吸器疾患	11	8.5%	130	1.7%
運動器疾患	10	3.4%	290	3.8%
眼疾患	9	7.1%	126	1.7%
神経系の疾患	6	4.1%	148	2.0%
その他の疾患	25	6.6%	379	5.0%
計	272	5.5%	4,950	65.3%

注 1 日本矯正医学会の調査による。

2 「休養率」とは、有病者のうち休養患者の割合をいう。

3 「有病率」とは、60歳以上の高齢受刑者のうち、その病気にり患している者の割合をいう。

4 主病名のみを計上している。

有病者数（主たる病名者数）では、高血圧症が2,119人と最も多く、次いで、糖尿病352人、心疾患346人、運動器疾患290人、精神障害243人の順であった。

高齢受刑者のうち、身体上の疾患又は障害がある者、専門的治療処遇又は特別な養護的処遇が必要な者の数は、近年、増加しており、これらの受刑者に対しては特別かつ専門的治療等の対応が必要となっている。さらに、平成18年における60歳以上の高齢受刑者の休養率は、5.5%であるものの、有病率は65.3%、つまり、3人に2人は、何らかの疾病を有

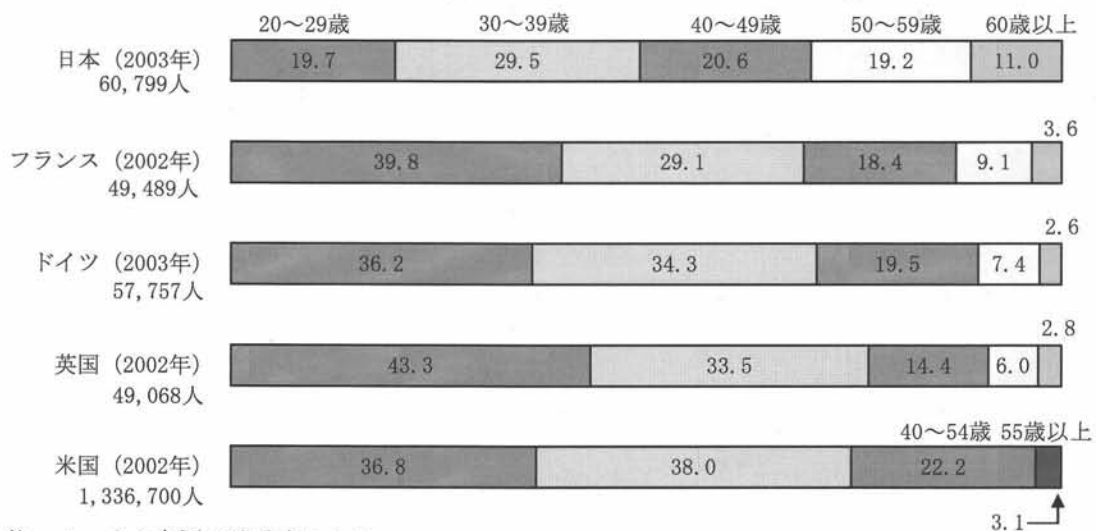
していることとなる。高齢者で最も多い高血圧症も、それが原因で脳溢血等のより重大な疾患を起こす可能性が十分に考えられ、そのような疾患が外部への病院移送等、刑事施設の職員の業務負担を増大させている一因であることは、間違いない。したがって、高齢受刑者に対する医療的な対策として、施設内での疾患の予防的な指導、医療措置等を万全に行う必要がある。また、出所後の生活に関する指導等においても、高齢者個々の疾病状況を十分に勘案する必要がある。

4 諸外国との比較

高齢化社会の進行は、先進諸国の多くの国において共通に見られる現象であるが、高齢の受刑者の増加という我が国で生じている現象は、各国でも共通に見られるのであろうか。

平成16年版犯罪白書では、「犯罪者の処遇」を特集し、高齢受刑者についても取り上げている。その中で、日本、フランス、ドイツ、英国及び米国の5か国における受刑者の年齢層別構成比を比較した（図3-1-4-1）。

図3-1-4-1 5か国における成人受刑者の年齢層別構成比



- 注 1 次の各国の統計書による。
 日本 矯正統計年報
 フランス Annuaire Statistique de la Justice
 ドイツ Rechtspflege, Reihe 4.1 (Strafvollzug)
 英国 Prison statistics England and Wales
 米国 Prisoners in 2002
- 2 「成人」としては、フランス、ドイツ及び英国については、21歳以上を、日本及び米国については20歳以上を集計した。
- 3 米国については、40歳以上を40歳～54歳と55歳以上に区分している。
- 4 各国の受刑者の調査日等は、次のとおりである。
 日本 2003年12月31日（年末在所受刑者）
 フランス 2002年12月31日（受刑者及び未決拘禁者の合計）
 ドイツ 2003年3月31日（自由刑及び少年刑の合計）
 英国 2002年6月30日（イングランド及びウェールズの受刑者の合計）
 米国 2002年12月31日（1年を超える刑期の連邦及び州受刑者の推計合計）
- 5 国名の下的人数は、総数である。
- 6 平成16年版犯罪白書 p291からの引用である。

5か国の一般人口に占める60歳以上の者の割合は、2000年の時点で、日本23.5、フランス20.5、ドイツ23.2、英国20.7、米国16.1である。我が国の割合は、ドイツとほぼ同じであり、フランス及び英国と比較してもさほど大きな開きはない。それにもかかわらず、我が国の60歳以上の受刑者の割合は11.0%と5か国の中で最も高い。

諸外国と比較した我が国における高齢受刑者の急増の背景には、刑事司法制度や社会福祉制度の在り方等、様々な社会的要因が影響を与えていると思われる。ほぼ同程度、社会が高齢化している諸外国の実情を調査分析し、なぜ、我が国では高齢受刑者の割合が高いのかについて、刑事司法各段階での比較等を含め、今後、更に詳細に研究を進めていく必要がある。

第2 矯正統計に基づく分析

以下では、法務省大臣官房司法法制部の過去10年（平成8年～17年）の資料に基づき、高齢受刑者の状況について分析する。

1 高齢受刑者の入所時の状況

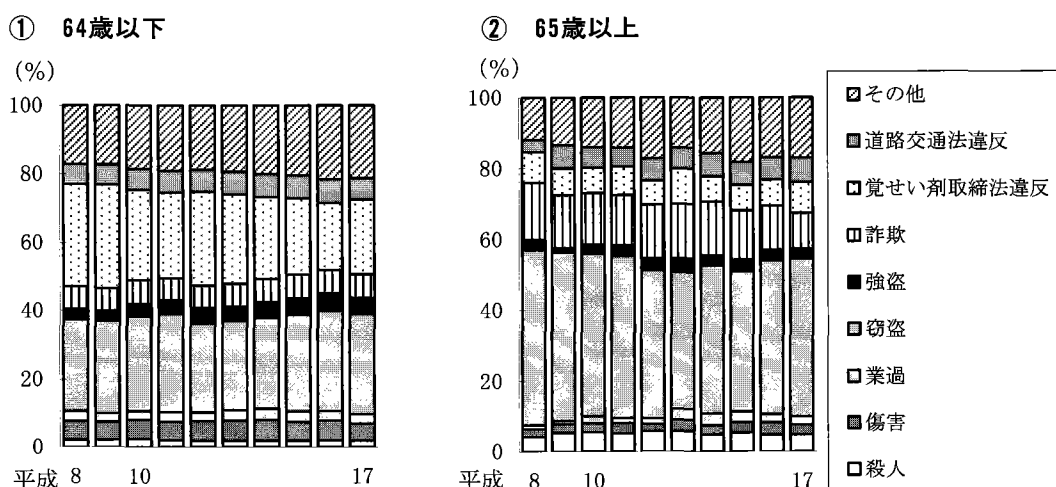
(1) 罪名及び最高齢

新受刑者の罪名別構成比の推移は、図3-2-1-1のとおりである。

65歳以上の新受刑者（以下「高齢新受刑者」という。）は、64歳以下と比較して、覚せい剤取締法違反が少なく、窃盗及び詐欺の割合が高い。

図3-2-1-1 新受刑者の罪名別構成比の推移

（平成8年～17年）



平成17年における新受刑者について、主要罪名別に最高齢を見ると、窃盗86歳、詐欺87歳、覚せい剤取締法違反77歳、道路交通法違反81歳、殺人87歳、強盗76歳、傷害75歳、横領・背任81歳、住居侵入77歳、放火81歳、強姦77歳、強制わいせつ80歳となっている。

平成17年の新受刑者について、年齢層及び初入・再入別に、人数の多い罪名を上位5位まで見ると、表3-2-1-2のとおりである。

65歳以上の再入者では、64歳以下の再入者と比べると、窃盗と詐欺の割合が高く、両罪名の割合を合計すると、64歳以下の再入者では37.9%であるのに対し、65歳以上の再入者では60.4%、そのうち70歳以上の再入者では67.4%と、6割以上を窃盗と詐欺が占めている。また、65歳以上の初入者では、殺人と道路交通法違反が1割を超えていること、覚せい剤取締法違反が5位以内に入っていないことなどが特徴的である。

高齢受刑者と一口にいても、若いころから服役を繰り返しながら高齢となった者、高

齢になって初めて服役することとなった悪質運転者、重大事犯者など数々のパターンがあることがうかがわれる。

表 3 - 2 - 1 - 2 新受刑者の主要罪名（年齢層及び初入・再入別）

(平成17年)

区 分		1位	2位	3位	4位	5位
64歳以下	初入者	窃 盗 (27.0)	覚せい剤 取締法違反 (15.0)	道路交通法 違 反 (7.4)	強 盗 (7.3)	詐 欺 (7.3)
	再入者	窃 盗 (31.4)	覚せい剤 取締法違反 (29.2)	詐 欺 (6.5)	傷 害 (5.3)	道路交通法 違 反 (4.9)
65歳以上	初入者	窃 盗 (30.4)	殺 人 (12.5)	道路交通法 違 反 (10.7)	詐 欺 (9.8)	業 過 (6.5)
	再入者	窃 盗 (50.0)	覚せい剤 取締法違反 (11.7)	詐 欺 (10.4)	道路交通法 違 反 (5.3)	住居侵入 (2.9)
うち70歳以上	初入者	窃 盗 (26.9)	殺 人 (17.0)	詐 欺 (10.5)	道路交通法 違 反 (8.2)	業 過 (5.8)
	再入者	窃 盗 (56.6)	詐 欺 (10.8)	覚せい剤 取締法違反 (8.5)	道路交通法 違 反 (3.5)	住居侵入 (3.5)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

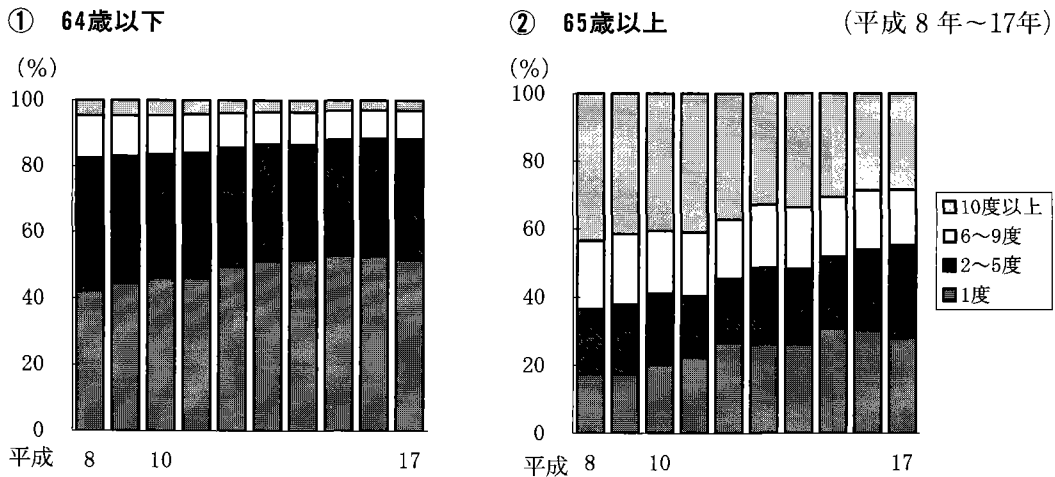
2 () 内は、年齢層及び初入・再入別の新受刑者に占める構成比である。

(2) 入所度数

新受刑者の入所度数別構成比の推移は、図 3 - 2 - 1 - 3 のとおりである。

高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、再入者の割合が高く、特に「6度～9度」及び「10度以上」という多数回入所者の割合が高い。ただし、近年の傾向として、高齢新受刑者に占める初入者の割合が上昇傾向にある。

図 3 - 2 - 1 - 3 新受刑者の入所度数別構成比の推移



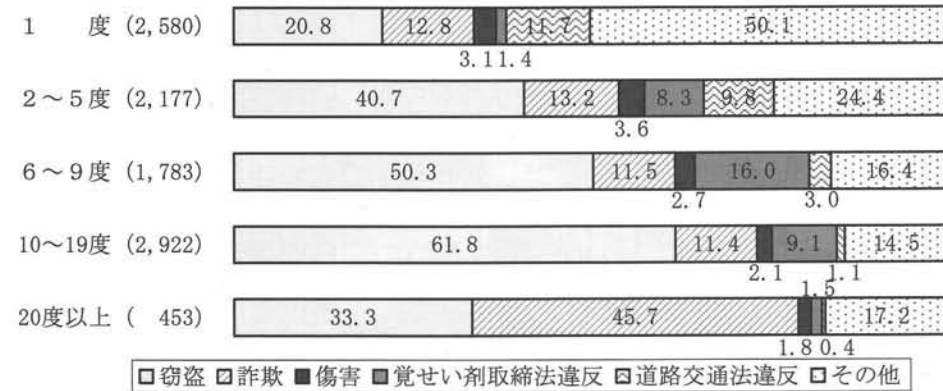
注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

高齢新受刑者の傾向として、多数回入所者の割合が高いことを見たが、平成8年から17年までの高齢新受刑者の累計の入所度数別の罪名別構成比は、図3-2-1-4のとおりである。

入所度数が増加するに従い、窃盗及び詐欺の合計の割合が高くなり、20度以上の者の約8割を占めている。

図3-2-1-4 高齢新受刑者の入所度数別・罪名別構成比

(平成8年～17年の累計)



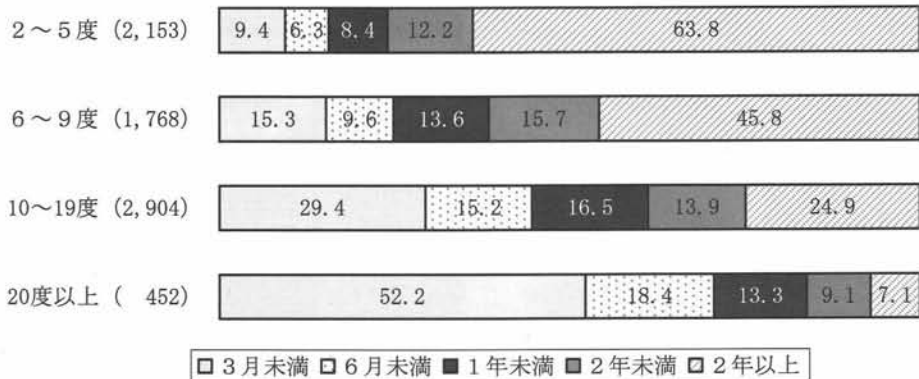
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 () 内は、実数である。

平成8年から17年までの高齢新受刑者の累計の入所度数別の再犯期間別構成比は、図3-2-1-5のとおりである。

入所度数が増加するに従い、再犯期間の短い者の割合が高くなり、20度以上の者の半数以上が3か月未満で再犯をしている。

図3-2-1-5 高齢新受刑者の入所度数別・再犯期間別構成比

(平成8年～17年の累計)



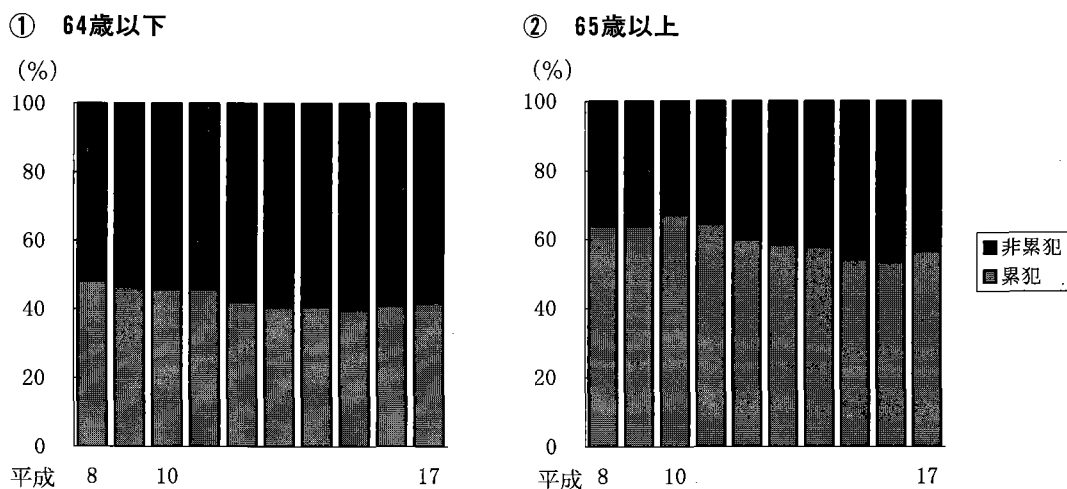
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 前刑出所前の犯罪による再入所の者を除く。
3 () 内は、実数である。

(3) 累犯

新受刑者の累犯・非累犯別構成比の推移は、図3-2-1-6のとおりである。
 高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、累犯の者の割合が高い。

図3-2-1-6 新受刑者の累犯・非累犯別構成比の推移

(平成8年～17年)



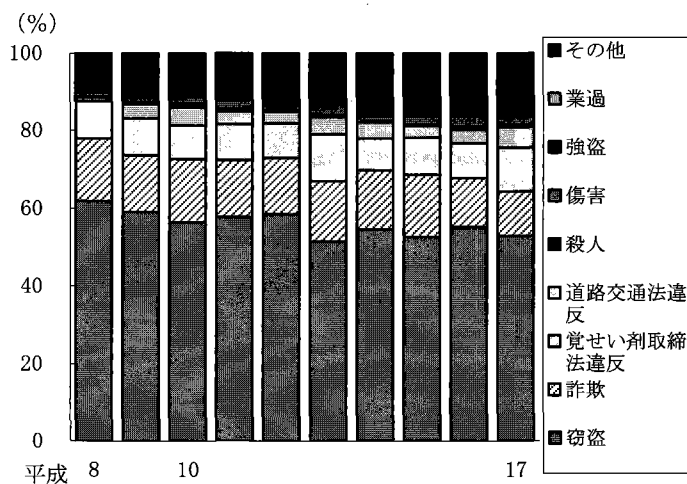
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 無期刑の者を除く。

高齢新受刑者のうち累犯の者の罪名別構成比の推移は、図3-2-1-7のとおりである。

窃盗の累犯の割合が非常に高いが、近年は横ばい又は低下傾向にある。他方、覚せい剤取締法違反及び道路交通法違反の累犯の割合は、横ばい又はやや上昇傾向にある。

図3-2-1-7 高齢累犯新受刑者の罪名別構成比の推移

(平成8年～17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

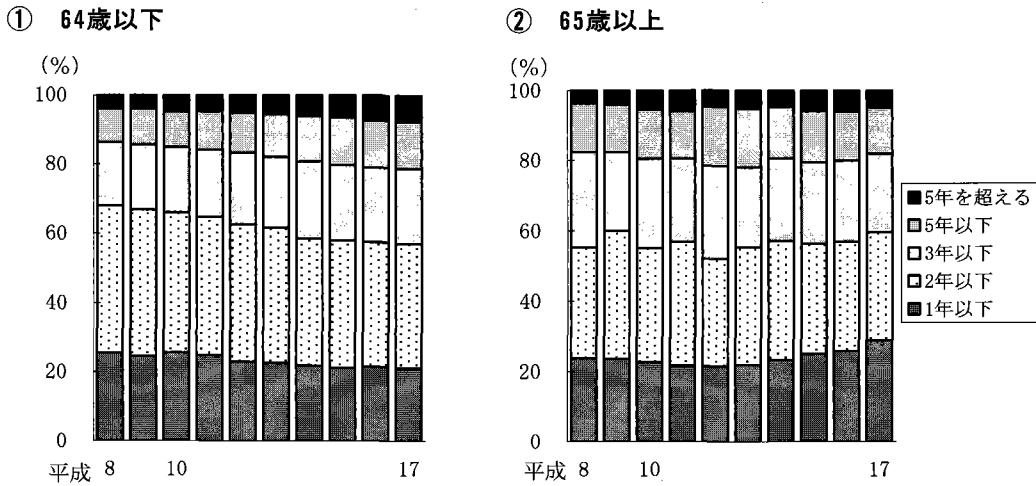
(4) 刑 期

新受刑者の刑期別構成比の推移は、図3-2-1-8のとおりである。

64歳以下の新受刑者では、近年、刑の長期化傾向が認められる。他方、高齢新受刑者は、刑期1年以下の者の割合がやや上昇傾向にあるなど、刑の長期化傾向は認められない。

図3-2-1-8 新受刑者の刑期別構成比の推移

(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「5年を超える」には、無期を含む。

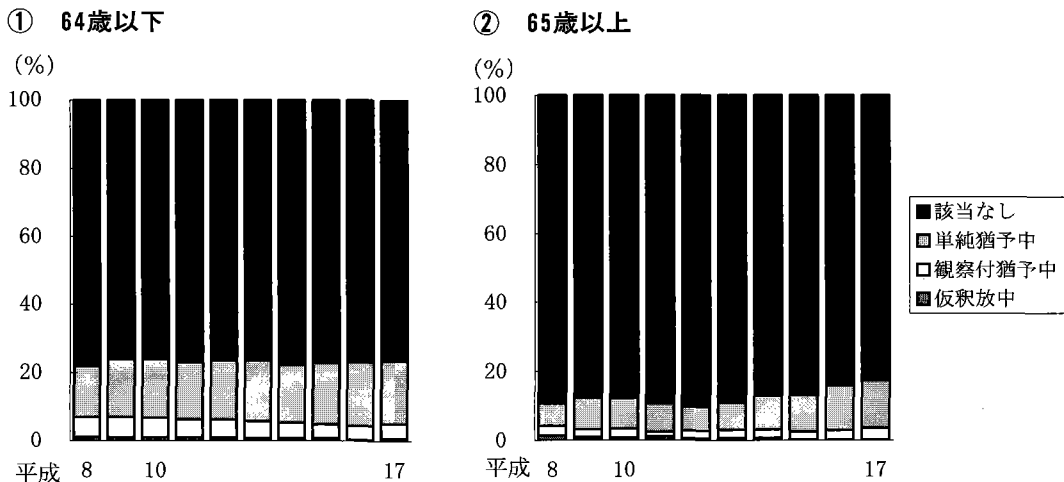
(5) 犯時の身上等

新受刑者の犯時の身上別構成比の推移は、図3-2-1-9のとおりである。

高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、犯行時に仮釈放中や執行猶予中であつた者の割合が低い。ただし、高齢新受刑者の近年の傾向として、「単純猶予中」の割合が上

図3-2-1-9 新受刑者の犯時の身上別構成比の推移

(平成8年～17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

昇傾向にある。

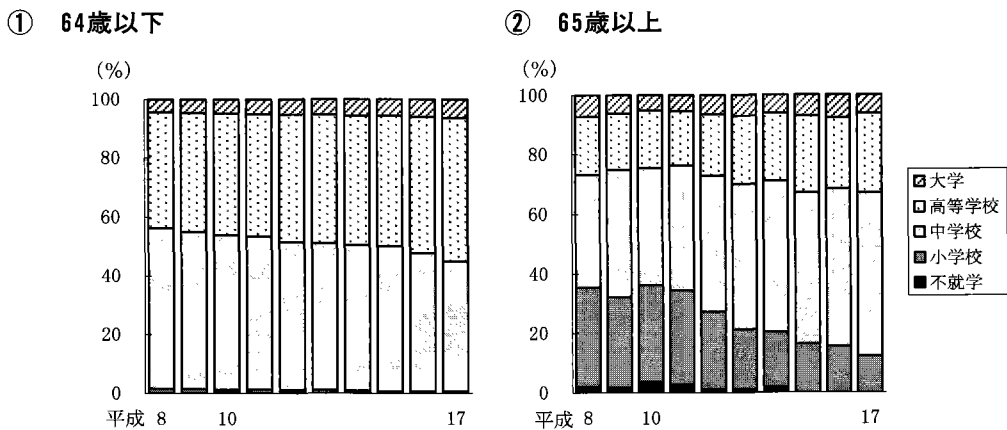
(6) 学歴・職業

新受刑者の学歴別構成比の推移は、図3-2-1-10のとおりである。

64歳以下の新受刑者と比較して、高齢新受刑者は義務教育未修了割合が高いのが目立つ。ただし、近年は、義務教育修了以上の割合が上昇している。

図3-2-1-10 新受刑者の学歴別構成比の推移

(平成8年～17年)



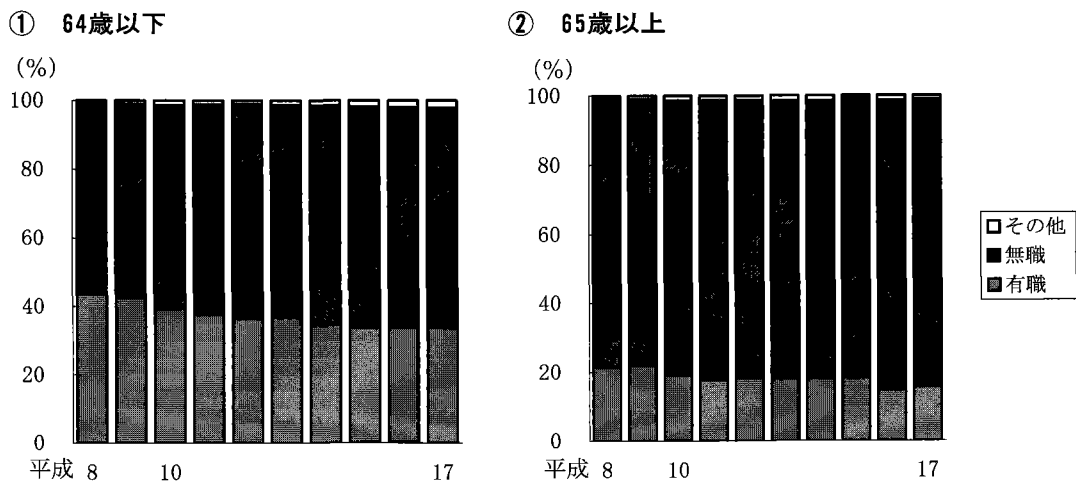
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 不詳の者を除く。
 3 「大学」、「高等学校」、「中学校」、「小学校」は、在学、中退、卒業の者を含む。

新受刑者の職業の有無別構成比の推移は、図3-2-1-11のとおりである。

高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、「無職」の割合が高い。

図3-2-1-11 新受刑者の職業の有無別構成比の推移

(平成8年～17年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「その他」は、学生・生徒、家事従事者等である。

平成18年版高齢社会白書では、平成16年の高年齢者就業実態調査の結果として、65～69歳男子の就業状況について、「就業者」が49.5%、「不就業者」が50.5%であると紹介されている。これらの一般の高齢者の統計データと比較すると、高齢新受刑者の「無職」の割合はかなり高いといえる。

(7) 配偶関係

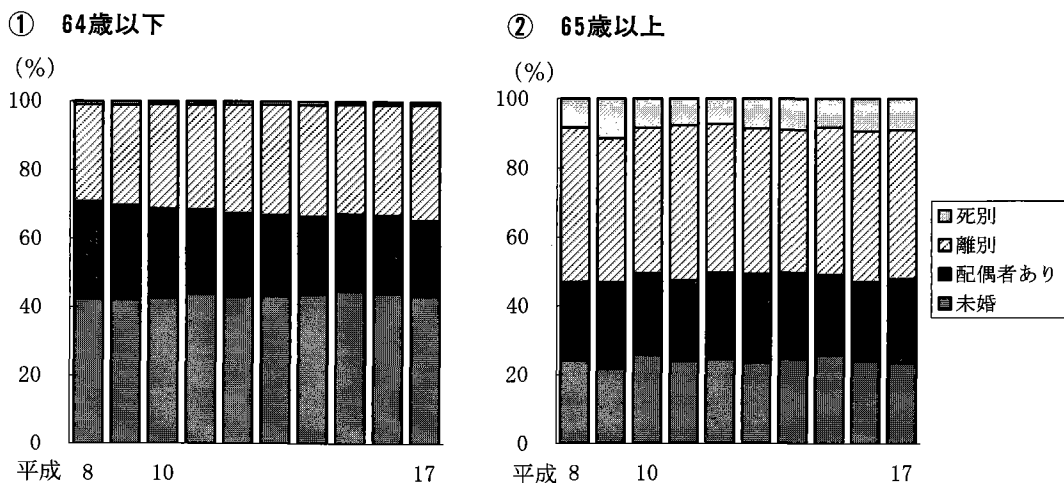
新受刑者の配偶関係別構成比の推移は、図3-2-1-12のとおりである。

高齢新受刑者は、64歳以下の新受刑者と比較して、「離別」の割合が高く、「未婚」の割合が低い。

平成18年版高齢社会白書では、平成12年の65歳以上男子の配偶関係について、「未婚」1.7%、「有配偶」83.1%、「離別」2.2%、「死別」11.4%と紹介されている。これらの一般の高齢者の統計データと比較すると、高齢新受刑者は、「未婚」及び「離別」の割合がかなり高いことが分かる。

図3-2-1-12 新受刑者の配偶関係別構成比の推移

(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 不詳の者を除く。

2 高齢受刑者の処遇

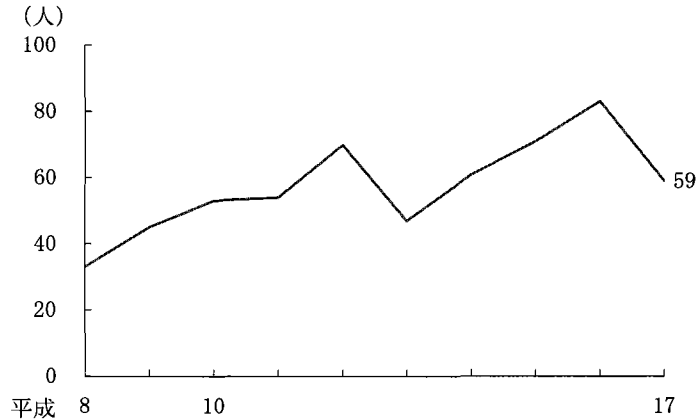
(1) 監獄法下の分類級

刑事施設では、平成18年5月24日から、受刑者処遇法が施行され、受刑者処遇が大きく変更されている。ただし、本章の分析は過去10年（平成8年～17年）の高齢受刑者について行っていることから、以下、受刑者処遇法が施行される以前の監獄法（明治41年法律第28号）下の処遇を中心に分析する。

監獄法下の分類処遇制度では、年齢が高いということのみを理由とする特別の分類級は設けられておらず、加齢に伴う身体機能の衰退、疾病等がある場合に、収容分類級P級（身体上の疾患又は障害のある者）と判定される可能性があるにとどまっていた。

出所時における高齢P級受刑者の推移は、図3-2-2-1のとおりである。

図3-2-2-1 高齢P級受刑者の推移
(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

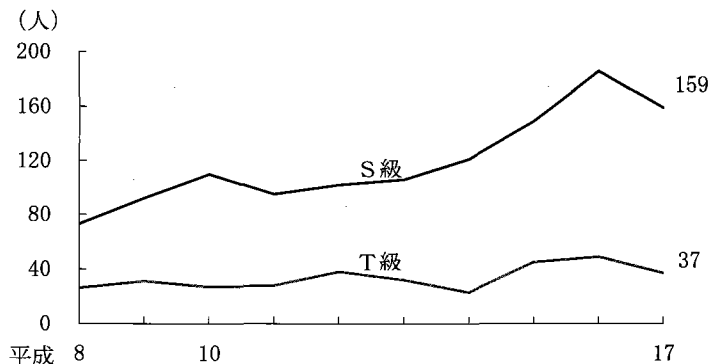
高齢P級受刑者(P級受刑者とは、収容分類級であるP級が最優先され、医療刑務所又は医療重点施設に収容する必要がある者をいう、以下同じ。)は増加傾向にあり、平成8年は33人であったが、17年は59人(約1.8倍)になっている。

平成17年の出所受刑者3万37人について、出所時の収容分類級におけるP級受刑者の割合を見ると、出所時64歳以下の層では0.9%、65歳以上の層では2.0%、70歳以上の層では5.8%と、年齢が高くなるに従って高くなっている。

P級受刑者は、医療刑務所又は医療重点施設に収容されるが、それ以外の者は、それぞれの収容分類に応じた刑事施設に収容され、処遇分類級に応じた処遇を受けることとなっていた。処遇分類級の中にも、高齢受刑者が分類される場合が多い、T級(専門的治療処遇を必要とする者)、S級(特別な養護的処遇を必要とする者)といった分類があった。

出所時における高齢受刑者の処遇分類級(T級及びS級)の推移は、図3-2-2-2

図3-2-2-2 高齢受刑者の処遇分類級(T級及びS級)の推移
(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

のとおりである。

平成8年はT級26人，S級73人であったが，17年はT級37人(約1.4倍)，S級159人(約2.2倍)に増加している。

(2) 受刑者処遇法下の処遇指標

受刑者処遇法では，矯正処遇等の効果的な実施を図るため，必要に応じ，受刑者を集団に編成するとされており，受刑者には処遇指標が指定されることとなったが，年齢が高いということのみを理由とする処遇指標は設けられていない。高齢受刑者に対しては，その属性に着目し，身体上の疾患又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設に収容する必要があると認められる場合にP指標が指定される可能性があるにとどまる。

ただし，医療を主として行う刑事施設に収容する必要がない高齢受刑者に対しても，精神医療上又は身体医療上の配慮や居室の指定，作業の指定等の処遇上の配慮等がなされる場合もあり得る。

今後，これらの医療上の配慮を要する高齢受刑者が増加していくことが予想され，個別の必要性に応じた適切な処遇環境及び処遇内容の充実を図っていく必要性が高い。

(3) 高齢受刑者の処遇

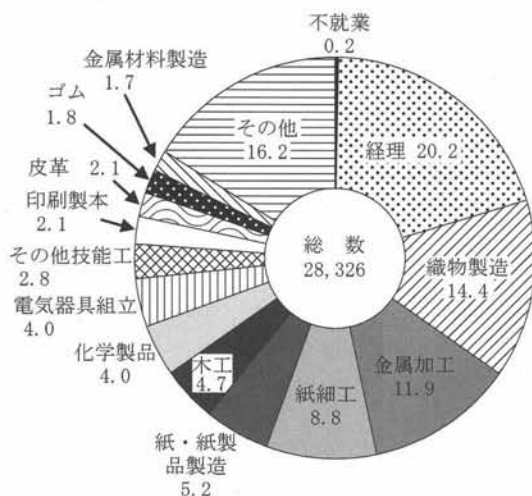
平成17年の出所受刑者の作業別構成比は，図3-2-2-3のとおりである。

64歳以下の受刑者では，炊事や洗濯等の経理作業の割合が最も高い。他方，高齢受刑者は紙細工の割合が最も高い。次いで，洋裁縫等の織物製造作業，製紙等の紙・紙製品製造作業となっている。平成17年において受刑在所期間を通じて不就業であった高齢受刑者は4人(0.2%)であった。

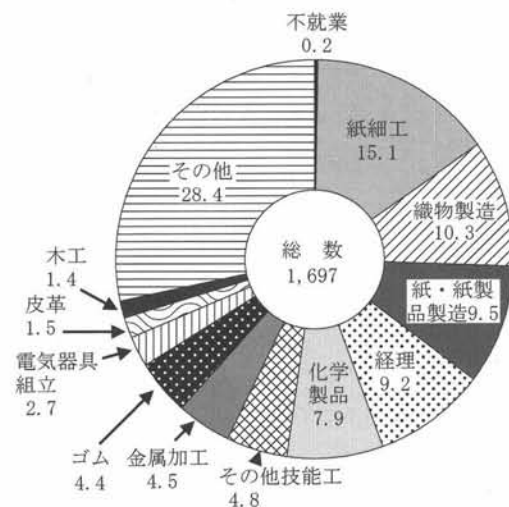
図3-2-2-3 出所受刑者の作業別構成比

(平成17年)

① 64歳以下



② 65歳以上



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

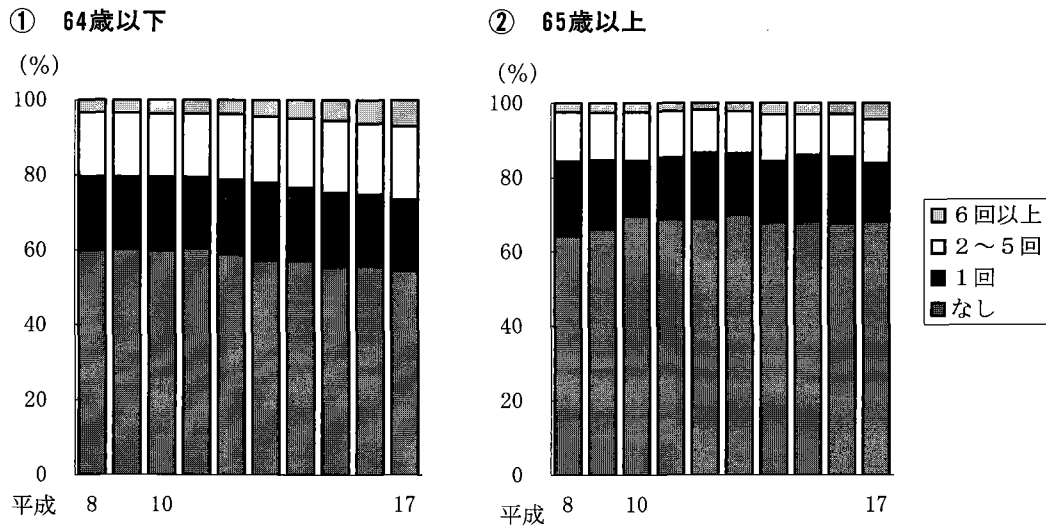
2 仮釈放及び満期釈放以外の事由による出所者並びに不詳の者を除く。

出所受刑者の懲罰の有無別構成比の推移は、図3-2-2-4のとおりである。

64歳以下の受刑者では、近年、懲罰を受ける者の割合が上昇傾向にある。他方、高齢受刑者は、懲罰を受ける者の割合が64歳以下と比較して低いし、経年比較でも大きな変動は見られない。懲罰を受けるような所内問題行動に限ってではあるが、高齢受刑者には、64歳以下の受刑者と比較して、大きく問題となるような状況はうかがわれない。

図3-2-2-4 出所受刑者の懲罰の有無別構成比の推移

(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

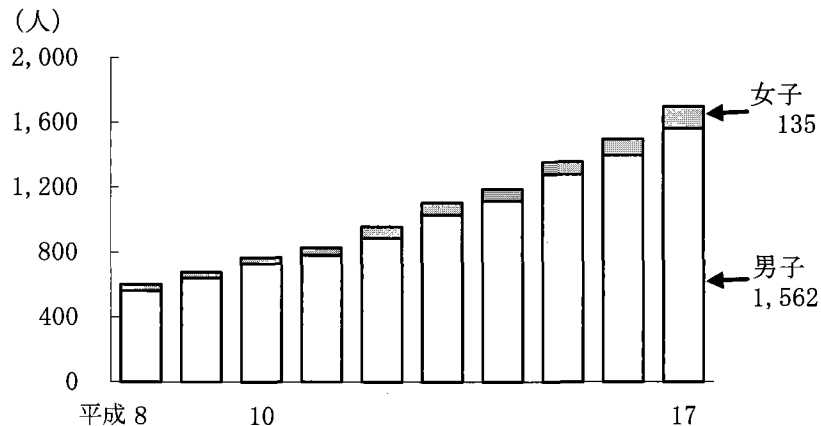
3 高齢受刑者の出所時の状況

(1) 男女別

65歳以上の出所受刑者(以下「高齢出所受刑者」という。)の男女別の推移は、図3-2-

図3-2-3-1 高齢出所受刑者の男女別の推移

(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

3-1のとおりである。

高齢新受刑者が増加していることもあり、高齢出所受刑者も増加傾向にある。

なお、各年の出所受刑者の最高齢を見ると、平成8年90歳、9年87歳、10年85歳、11年89歳、12年86歳、13年90歳、14年93歳、15年91歳、16年87歳、17年91歳であった。

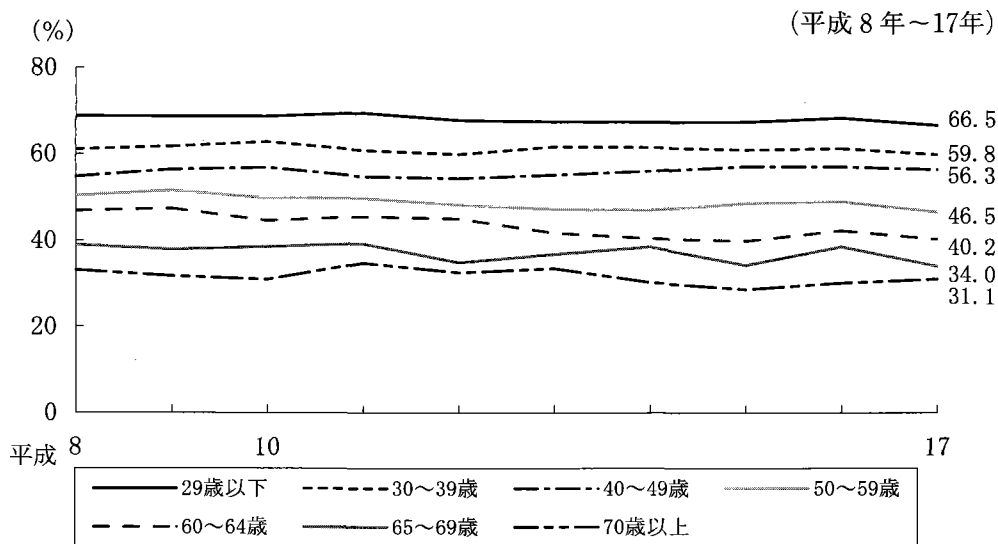
(2) 出所事由

出所受刑者の年齢層別の仮釈放率の推移は、図3-2-3-2のとおりである。

年齢層が高くなるほど仮釈放率が低くなり、出所時70歳以上の受刑者は、約70パーセントが満期まで服役してから出所している。

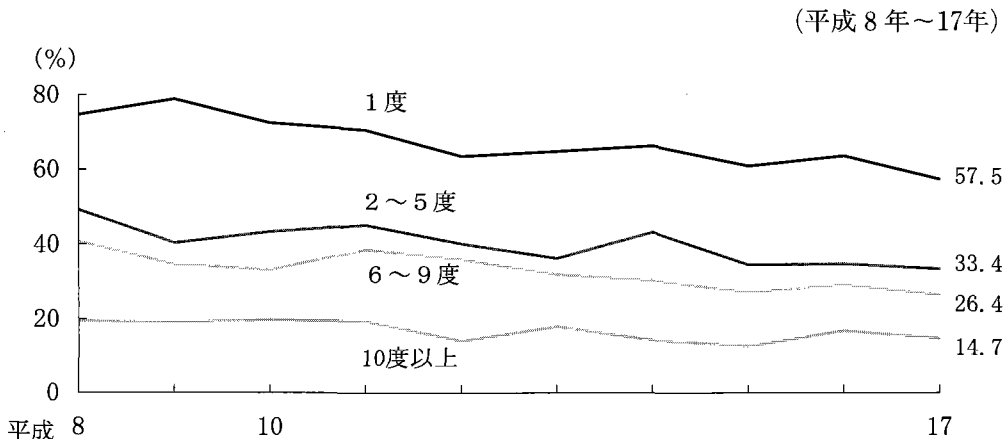
高齢出所受刑者の入所度数別の仮釈放率の推移は、図3-2-3-3のとおりである。

図3-2-3-2 出所受刑者の年齢層別仮釈放率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

図3-2-3-3 高齢出所受刑者の入所度数別仮釈放率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

入所度数が多くなるほど仮釈放率が低くなり、10度以上の受刑者は、約85パーセントが満期まで服役してから出所している。

(3) 受刑在所期間

出所受刑者の受刑在所期間別構成比の推移は、図3-2-3-4のとおりである。

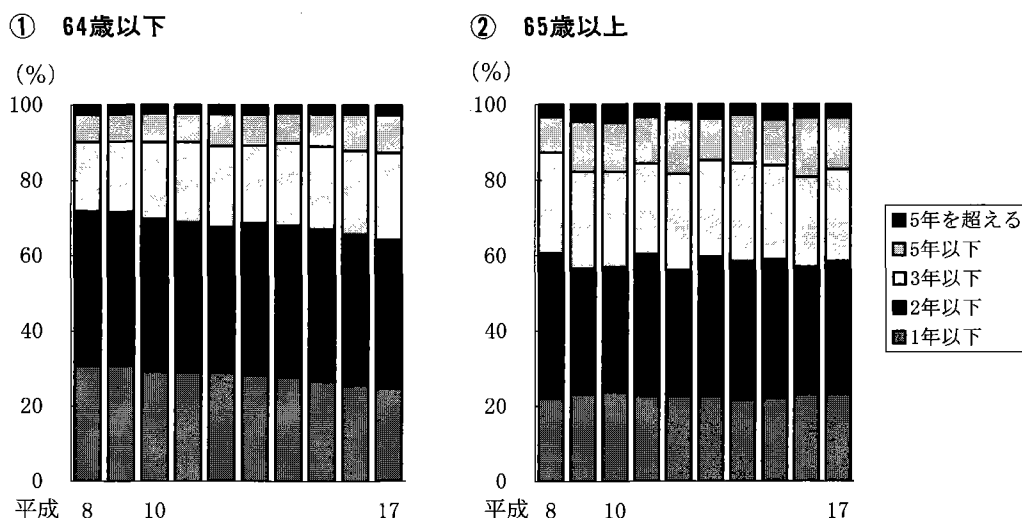
64歳以下の出所受刑者は、近年、刑の長期化傾向の影響によって受刑在所期間も長期化する傾向が見られる。他方、高齢出所受刑者は、経年比較による大きな変動は見られない。

受刑在所期間が「5年を超える」及び「5年以下」の者の割合は、64歳以下の出所受刑者と比較して高齢出所受刑者の方が高く、長期の受刑の末に出所した受刑者が高齢出所受刑者の方に多く含まれていることが分かる。

なお、各年の出所受刑者の最長の受刑在所期間は、平成15年が68歳の29年2月、16年が56歳の25年10月、17年が67歳の39年5月であった。

図3-2-3-4 出所受刑者の受刑在所期間別構成比の推移

(平成8年～17年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

(4) 帰宅先等

出所受刑者の帰宅先の推移は、図3-2-3-5のとおりである。

また、高齢出所受刑者の帰宅先の推移は、図3-2-3-6のとおりである。

64歳以下の出所受刑者では、「父・母」の下への帰宅が最も多いが、高齢出所受刑者は、近年、「その他」への帰宅が急増している。これは、満期釈放者の中で「その他」への帰宅が急増していることによる。

更生保護施設¹への帰住は64歳以下の出所受刑者では減少傾向にあるが、高齢出所受刑者では、仮釈放者において増加しており、平成8年108人に対して、17年は159人が更生保護施設へ帰住した。

図3-2-3-5 出所受刑者の帰住先の推移

(平成8年～17年)

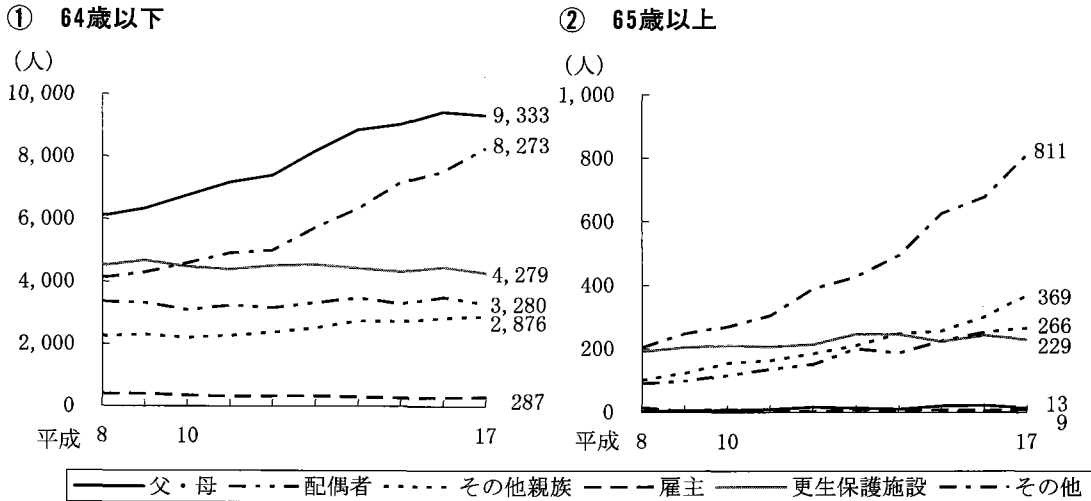
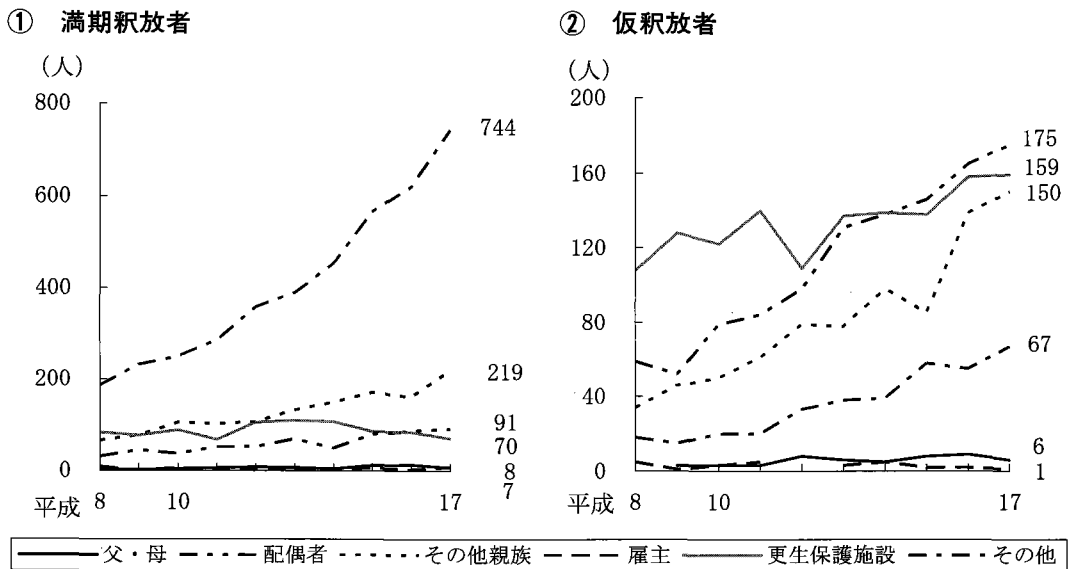


図3-2-3-6 高齢出所受刑者の帰住先の推移

(平成8年～17年)



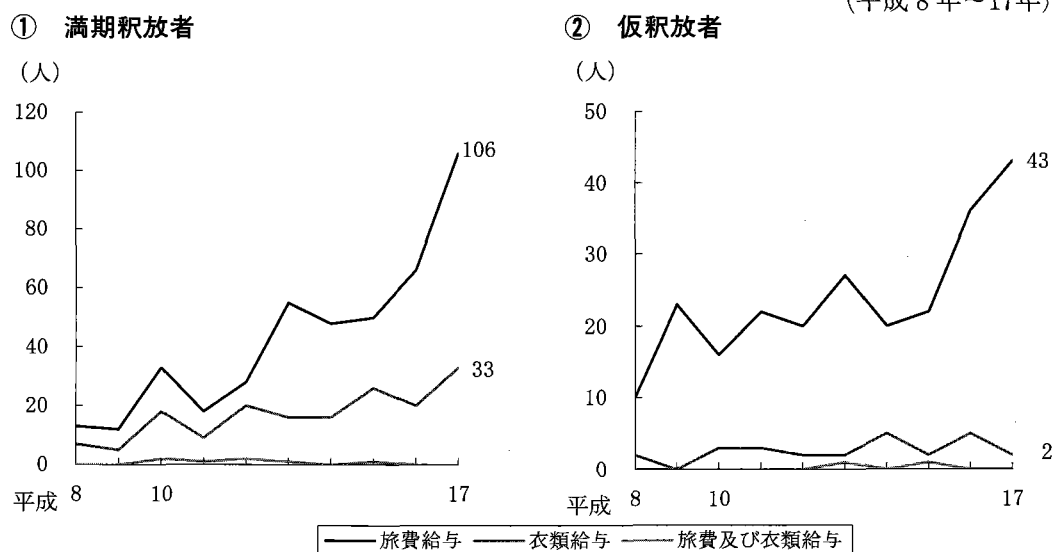
1 法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人によって運営される施設で、更生のための保護を必要としている保護観察対象者等を収容し、宿泊所の供与、就職の援助、社会生活に必要な生活指導等を行う。全国に101施設がある（平成18年4月1日現在）。

高齢出所受刑者の出所時の保護の推移は、**図3-2-3-7**のとおりである。

近年、出所時に旅費を給与される高齢出所受刑者が増加している。満期釈放者では、衣類の給与をされる高齢出所受刑者も増加している。

図3-2-3-7 高齢出所受刑者の出所時の保護の推移

(平成8年～17年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

4 高齢受刑者の再入所状況

平成8年以降に出所した受刑者について、65歳以上か64歳以下か、仮釈放か満期釈放かに分けて、5年以内に、どれくらいの者が再入所したかを見たものは、**表3-2-4-1**のとおりである。

高齢の出所者の場合、5年後には死亡等の理由で、そもそも犯罪を引き起こすことができない者の割合が高くなることが推察される。そこで、人口資料から5年後の人口減少率を算出し、その減少率を考慮の上、再入所率を比較することとした。5年後の人口減少率は、64歳以下では1.2%、65歳以上では17.5%であり、各年の出所受刑者から人口減少率分を差し引いたものを「推測残出所人員」として、5年後の再入所率の計算の際の分母とした。

5年内の再入所状況を比較すると、仮釈放者は、65歳以上が約34～39%、64歳以下が約36～39%とほぼ同じ割合であるが、満期釈放者は、65歳以上が62～70%であるのに対して、64歳以下は58～62%となっており、65歳以上の割合が高い。

すなわち、高齢受刑者中の仮釈放者の5年以内の再入所率は、より若い年齢層と比較してほとんど変わらない程度である。しかし、高齢受刑者中の満期釈放者の再入所率は、より若い年齢層と比較して約10ポイント近く高い。これは、受入環境等、多くの問題を抱える高齢受刑者を満期で釈放した場合の再犯リスクの高さをうかがわせるものであるといえよう。

表3-2-4-1 高齢受刑者等の年齢層別・出所事由別再入所状況

① 65歳以上満期釈放者

(平成8年～17年)

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	378	66	90	35	18	8	3	2	1	—	—	312	217	69.6
9年	433	...	76	99	27	17	11	5	3	4	1	357	230	64.4
10年	490	92	101	33	14	11	10	3	5	404	251	62.1
11年	514	107	111	53	13	14	5	2	424	298	70.3
12年	631	124	134	42	30	5	13	521	335	64.4
13年	711	122	159	57	23	13	587	374	63.8
14年	764	141	172	62	26
15年	920	153	197	47
16年	969	139	210
17年	1,139	202

② 65歳以上仮釈放者

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	224	11	29	15	7	7	9	1	2	3	—	185	69	37.3
9年	245	...	14	27	14	10	7	6	2	1	2	202	72	35.6
10年	277	12	42	17	12	6	3	3	2	229	89	38.9
11年	313	15	37	23	13	9	7	3	258	97	37.6
12年	327	13	34	25	17	5	4	270	94	34.8
13年	393	14	42	26	15	14	324	111	34.2
14年	424	14	34	29	19
15年	437	12	41	44
16年	528	18	47
17年	558	16

③ 64歳以下満期釈放者

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	8,675	991	1,937	1,099	635	410	274	168	113	83	63	8,571	5,072	59.2
9年	8,727	...	1,007	1,898	1,087	661	389	265	152	138	93	8,622	5,042	58.5
10年	8,802	944	2,033	1,117	667	400	264	180	143	8,696	5,161	59.3
11年	9,356	1,112	2,163	1,223	748	449	250	196	9,244	5,695	61.6
12年	9,828	1,169	2,215	1,328	727	499	287	9,710	5,938	61.2
13年	10,580	1,130	2,368	1,330	797	521	10,453	6,146	58.8
14年	11,226	1,217	2,556	1,429	842
15年	11,466	1,148	2,547	1,454
16年	11,867	1,274	2,654
17年	12,466	1,266

④ 64歳以下仮釈放者

出所年	出所人員	再入所年										推測残出所人員	5年内再入所人員	5年内再入所率
		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年			
8年	12,092	333	1,545	1,275	770	538	372	242	201	153	124	11,947	4,461	37.3
9年	12,584	...	365	1,535	1,373	864	580	472	291	182	140	12,433	4,717	37.9
10年	12,671	317	1,598	1,410	900	583	425	263	212	12,519	4,808	38.4
11年	12,942	348	1,681	1,345	964	600	428	273	12,787	4,938	38.6
12年	12,929	299	1,543	1,350	894	611	409	12,774	4,697	36.8
13年	14,030	259	1,620	1,489	931	670	13,862	4,969	35.8
14年	14,894	309	1,615	1,471	990
15年	15,347	262	1,680	1,584
16年	16,162	266	1,780
17年	15,862	345

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 満期釈放及び仮釈放以外の事由による出所者を除く。

3 表中の塗りつぶした部分は、出所年から5年間の期間である。

4 「推測残出所人員」は、総務省統計局の人口資料から算出した5年後の人口減少率(65歳以上は17.5%、64歳以下は1.2%)を、「出所人員」に乗じて推測した残人員である。

第3 小 括

1 高齢受刑者の全般的動向

我が国の刑事施設では、収容人員が収容定員を上回る過剰収容の深刻化とともに、外国人の増加及び多国籍化、覚せい剤受刑者の増加、女子の増加等の質的な変化も急速に進行している。そうした過剰収容下における受刑者の質的变化の一環として、高齢受刑者の増加現象が生じ、様々な問題を投げかけていることをまず前提として認識しておく必要がある。

近年、高齢新受刑者数は急激に増加しており、その伸びは新受刑者総数に対する割合で見ても、昭和61年の0.9%から平成17年の4.9%と約5.4倍に上昇している。

平成18年版高齢社会白書によれば、平成28年に65～74歳の前期高齢者人口がピークを迎えるとされており、高齢新受刑者の約9割が上記年齢層であることを考え合わせると、今後も、刑事施設では高齢受刑者の増加及びその割合の上昇が見込まれる。そこで、年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合を、総人口に占める60歳以上の人口の割合等を用いて将来推計を試みたところ、28年末には、60歳以上の在所受刑者は総数の17.6%程度を占めると予測された。さらに、総人口に占める65歳以上の人口の割合が最も高くなると見込まれる62年には、35.2%にまで達すると予測された。

もちろん、刑務所人口の中で高齢受刑者がどの程度を占めるかは、総人口に占める高齢者の割合だけでなく、今後の犯罪情勢、社会経済的状况等、多くの要因によって影響されるものと思われる。しかし、今後、刑務所内の高齢化の進行は不可避と思われ、高齢受刑者がもはやマイノリティ集団ではないという前提で、様々な方策を早めに立案し、実行に移していく必要性は高い。

2 高齢受刑者の特質

高齢受刑者と一口にいても、種々のパターンがあることがうかがわれた。若いころから服役を繰り返しながら老境に入った者、高齢になって初めて服役することになった重大事犯者や悪質運転者などの類型が浮かび上がった。

高齢受刑者の多くを占めるのは、若いころから犯罪を繰り返してきた多数回入所者である。彼らの特徴は、刑事施設への入所度数が増加するにつれ、罪名が窃盗及び詐欺に集約されていく傾向が見られること、再犯期間が次第に短くなっていくことである。入所度数が20度以上の者では、窃盗と詐欺の合計の割合が約8割を占め、出所後3か月未満で刑務所に再入所した者が約半数を占めた。

一般の高齢者と比較しても、高齢受刑者は無職であった割合が高く、配偶関係でも、「未婚」及び「離別」の割合がかなり高い。職業生活や家庭生活を築き、維持していく力が乏しいまま、犯罪を繰り返し、老齢期に入ってきた者が多いことが推察される。

こうした高齢受刑者の特質については、既存の統計データのみから迫ることには限界があり、後に扱う高齢出所受刑者の実態調査等において更に詳しく分析を行いたい。

3 高齢受刑者の処遇

刑事施設では、平成18年5月24日から受刑者処遇法が施行された。この新しい法律には、高齢受刑者の処遇の特則が設けられているわけではない。法律上は、高齢受刑者に対して、彼らの資質や環境面の問題を考慮して、それにふさわしい処遇を計画的に実施していくことになる。

医療面での状況を見ると、高齢受刑者のうち、加齢に伴う身体機能の衰退、疾病等があり、医療刑務所又は医療重点施設に収容する必要のある者は、平成8年は33人であったが、17年は59人と約1.8倍になっている。また、専門的な治療処遇を必要とする高齢受刑者や特別な養護的処遇を必要とする高齢受刑者も増加傾向にある。

刑事施設においては、高齢受刑者の健康の維持・管理には特に注意が払われており、心身の衰えや社会的関係の特殊性に応じた様々な配慮がなされている。従事している作業の種類を見ても、高齢受刑者では紙細工などの軽作業を課されている割合が高い。

高齢受刑者の増加に伴い、医療面での負担の増大、高齢者の特性に応じた処遇の一層の工夫は、避けられない課題である。今後、受刑者処遇法の理念に基づいて、高齢受刑者が出所後にできる限り自立した生活を送ることができるように、医療面、設備面で配慮しながら処遇の充実を図っていく必要性が高い。

4 高齢受刑者の再入所状況

受刑者の再入所状況を見ると、仮釈放者では年齢層による違いがほとんど見られないのに対し、満期釈放者では、高齢者の再入所率が64歳以下と比較して約10ポイント近く高くなっていた。出所に際して、刑事施設からの保護を受けざるをえない者は増加傾向にあり、満期釈放者の場合、出所後の住居の確保すら困難な者もいると思われる。

高齢受刑者の社会復帰への第一歩として更生保護施設へ帰住させることは、有効であり、近年、更生保護施設に帰住する仮釈放の高齢受刑者数も増加傾向にある。しかし、更生保護施設も就労を前提に一時的に住居を提供する役割を担っているのであり、施設面での限度もあることから、高齢受刑者を更に大幅に受け入れていくことは困難であろう。

刑事施設内において、高齢の満期釈放予定者に対する指導を強化すること、できるだけ出所後の受入先の確保に向けた努力を行うことなどが当面の課題である。ただし、高齢の満期釈放者の再入所率の高さを考慮すると、彼らのための何らかの受け皿作り等、抜本的な施策の展開が近い将来必要になるとと思われる。

第4章 更生保護における高齢保護観察対象者の実態

第1 高齢保護観察対象者の全般的動向

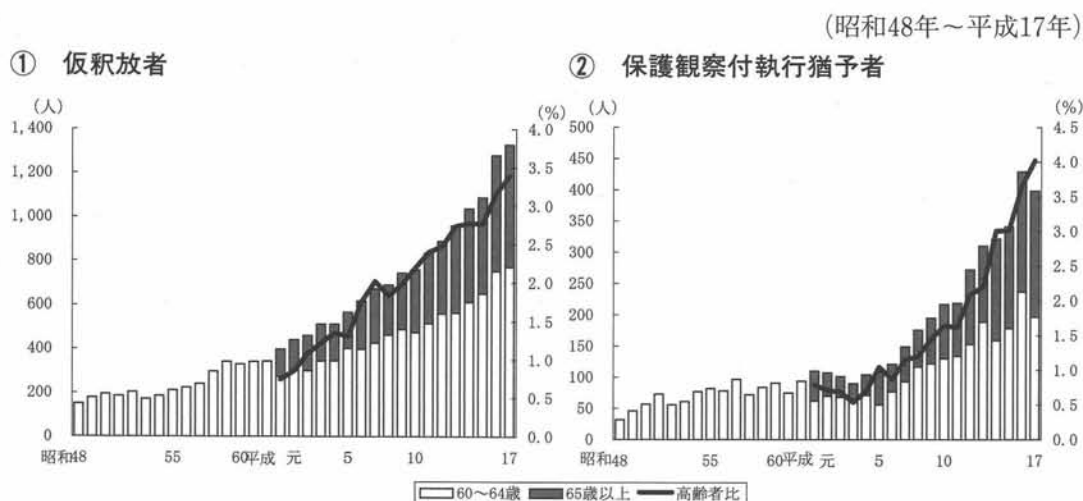
高齢受刑者と同様に、我が国社会の高齢化を反映して、高齢保護観察対象者の新規受理人員は顕著な増加傾向を示している。

仮釈放者、保護観察付き執行猶予者別の高齢保護観察対象者新規受理人員の推移（昭和48年以降）は、図4-1-1のとおりである。

統計の計上方法に変更のあった昭和63年以降は、60歳以上の者を60歳以上64歳以下及び65歳以上に分けることができるが、これを見ると、いずれの年齢層の者も増加傾向をたどっていることが分かる。

なお、平成17年における仮釈放新規受理人員に占める65歳以上の高齢者の割合は3.4%であり、同年における新受刑者に占める65歳以上の高齢者の割合（4.9%）よりも低くなっている。これは、図3-2-3-2で見たように、年齢層が高くなるにつれ、満期出所する受刑者が多くなるからである。

図4-1-1 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の高齢保護観察対象者新規受理人員の推移



- 注 1 保護統計年報による。
 2 昭和62年までは、「60～64歳」に、「65歳以上」の人員を含む。
 3 保護観察に付された日の年齢による。
 4 「高齢者比」とは、新規受理人員に占める65歳以上の人員の割合をいう。

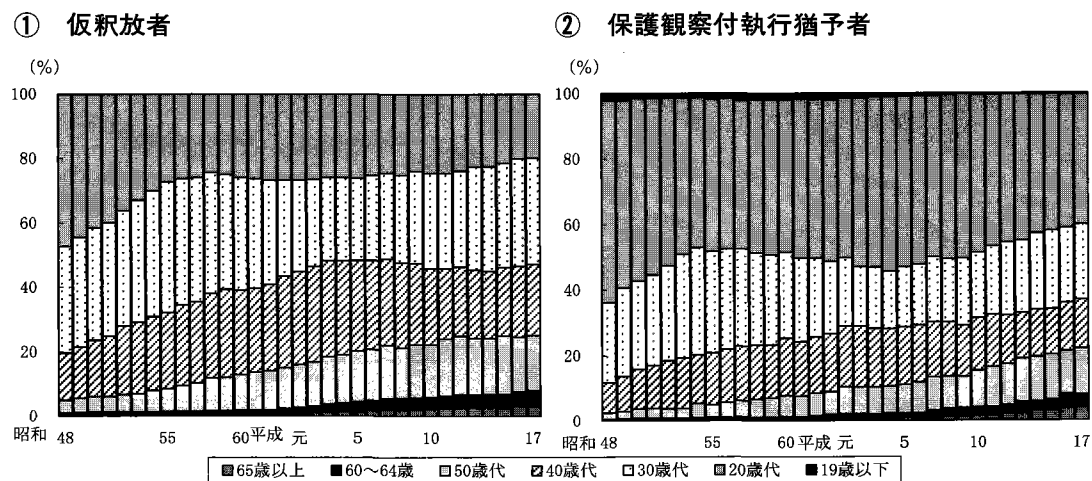
仮釈放者、保護観察付き執行猶予者別の保護観察対象者新規受理人員の年齢層別構成比の推移（昭和48年以降）は、図4-1-2のとおりである。

高齢保護観察対象者は、他の年齢層の保護観察対象者と比較して、受理人員のみならず、

構成比においても大きくなっていることが分かる。

図4-1-2 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の保護観察対象者新規受理人員の年齢層別構成比の推移

(昭和48年～平成17年)



- 注 1 保護統計年報による。
 2 昭和62年までは、60～64歳に、65歳以上を含む。
 3 保護観察に付された日の年齢による。

第2 保護統計に基づく分析

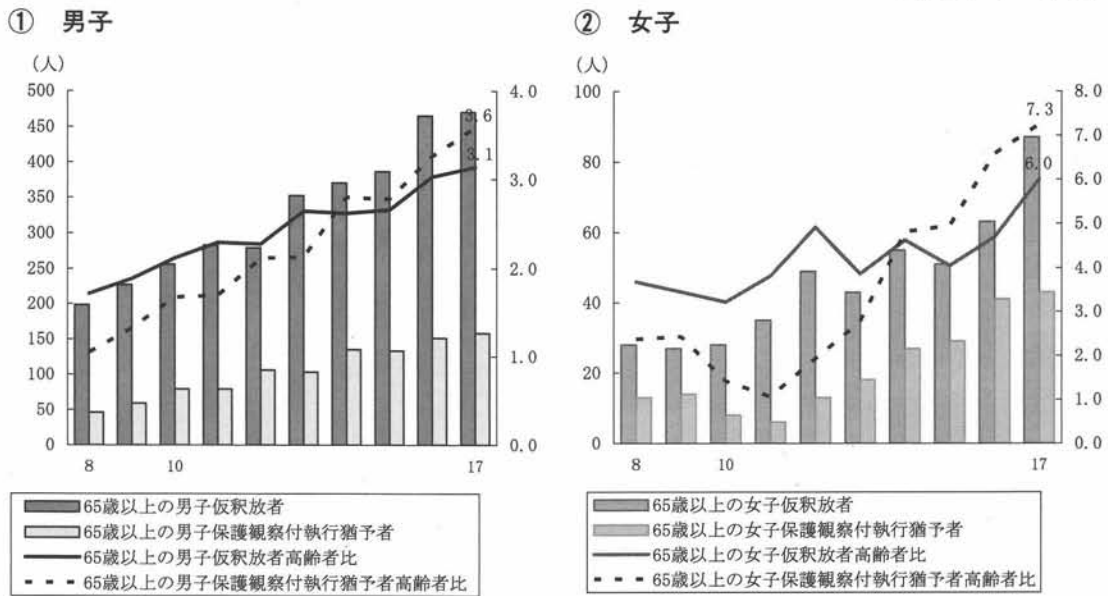
以下では、法務省大臣官房司法法制部の過去10年（平成8年～17年）の資料に基づき、高齢保護観察対象者の特質を分析する。

1 男女別の状況

男女別の高齢保護観察対象者新規受理人員の推移は、図4-2-1-1のとおりである。

図4-2-1-1 男女別の高齢保護観察対象者新規受理人員

(平成8年～17年)



注 1 総務省の統計及び法務省大臣官房司法法制部の統計による。

2 「高齢者比」とは、仮釈放者総数及び保護観察付執行猶予者の男女別の総数に占める65歳以上の男女別の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の割合をいう。

男女とも、仮釈放者、保護観察付き執行猶予者のいずれにおいても、65歳以上の新規受理人員及び高齢者比は増加している。取り分け、女子は、男子に比べて人員では少ないものの、増加率が大きく、平成8年から17年までの増加率は、仮釈放者で210.7%、保護観察付き執行猶予者で230.8%と、いずれも200%を超える大きい伸びを示している。

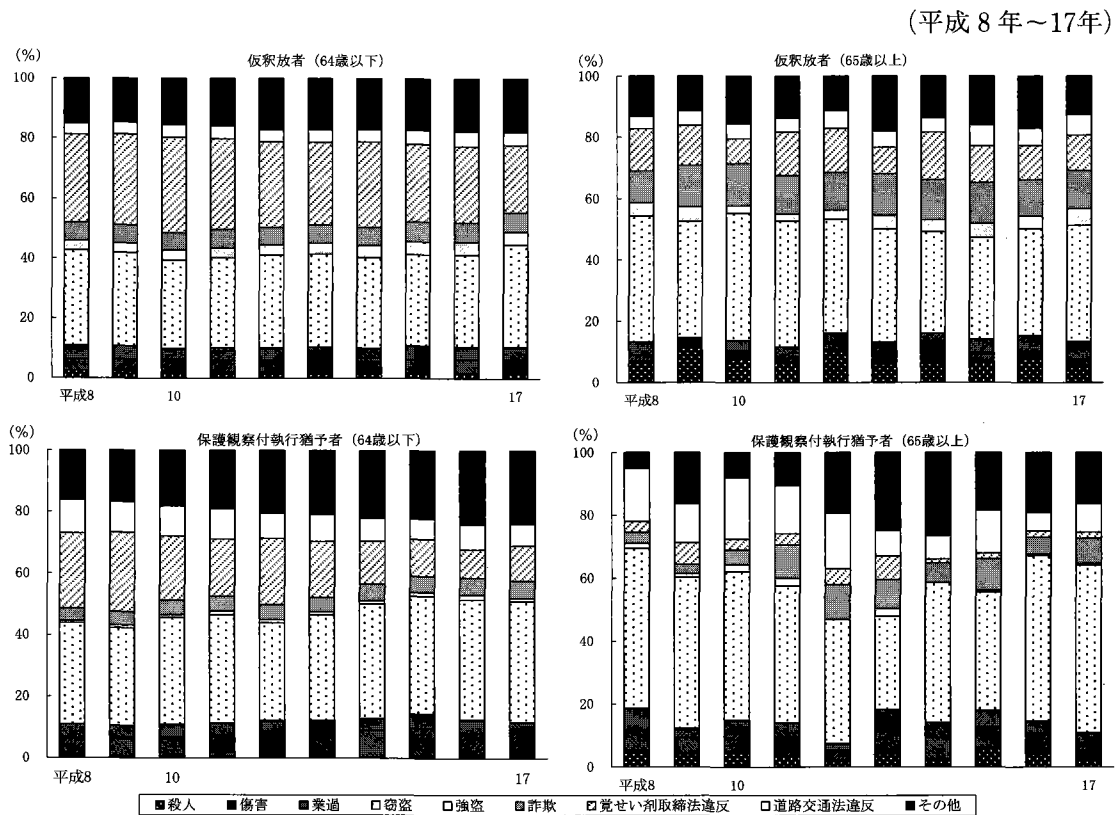
2 保護観察受理時の状況

高齢保護観察対象者の特質を浮き彫りにするために、保護観察に付された日の年齢が64歳以下の者と65歳以上の者に二分して比較することとする。

(1) 罪名

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別・受理罪名別構成比の推移（平成8年以降）は、図4-2-2-1のとおりである。

図4-2-2-1 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別・受理罪名別構成比の推移



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

高齢保護観察対象者を罪名別で見ると、窃盗や詐欺といった財産犯が占める構成比が大きい。また、数は少ないものの、高齢者では、仮釈放者及び保護観察付き執行猶予者のいずれにおいても64歳以下の者に比較して殺人の割合が高いことが分かる。

平成17年の保護観察対象者について、最高年齢を見ると、仮釈放者では窃盗の91歳、保護観察付き執行猶予者では放火の85歳であった。

(2) 前 歴

仮釈放者の年齢層別の入所度数別構成比の推移（平成8年以降）は、図4-2-2-2のとおりである。

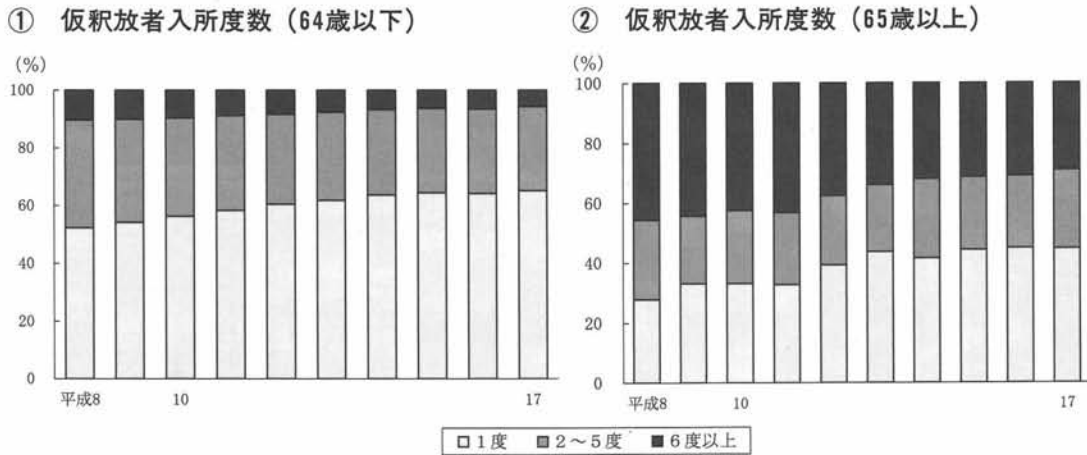
高齢者は64歳以下の者に比べ、入所度数が多い。ただし、経年変化を見ると、1度である者の割合が高まってきており、平成17年においては、入所度数が1度であった65歳以上の仮釈放者は44.8%と半数近くを占めている。

仮釈放者のうち入所度数が1度であった高齢者の刑事処分歴の有無別構成比の推移は、図4-2-2-3のとおりである。

刑事処分歴の有無別構成比は、目立った変動は見られない。近年、入所度数が1度である65歳以上の仮釈放者の割合が上昇しているが、そのうちでも刑事処分歴のない者又は刑事処分歴のある者の割合が上昇しているといった特定の傾向は認められない。

図4-2-2-2 仮釈放者の年齢層別入所度数別構成比の推移

(平成8年～17年)

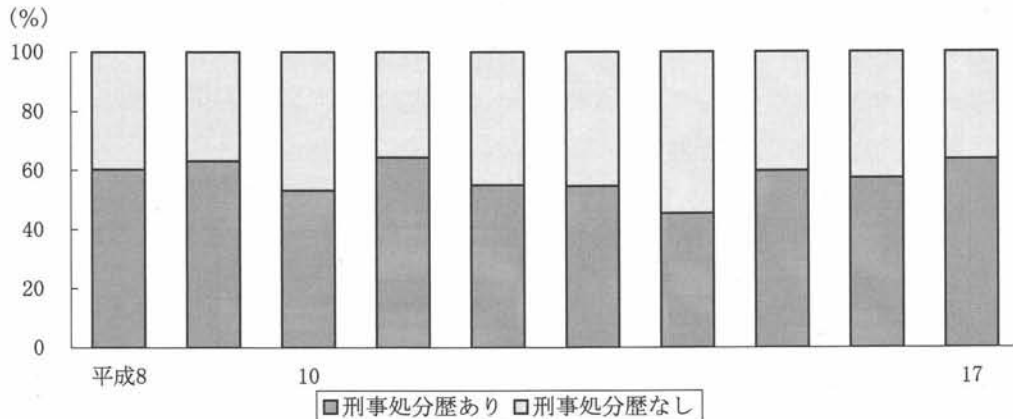


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 入所度数が不明の者は除く。

図4-2-2-3 入所度数1の仮釈放者の刑事処分歴の有無別構成比の推移 (65歳以上)

(平成8年～17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

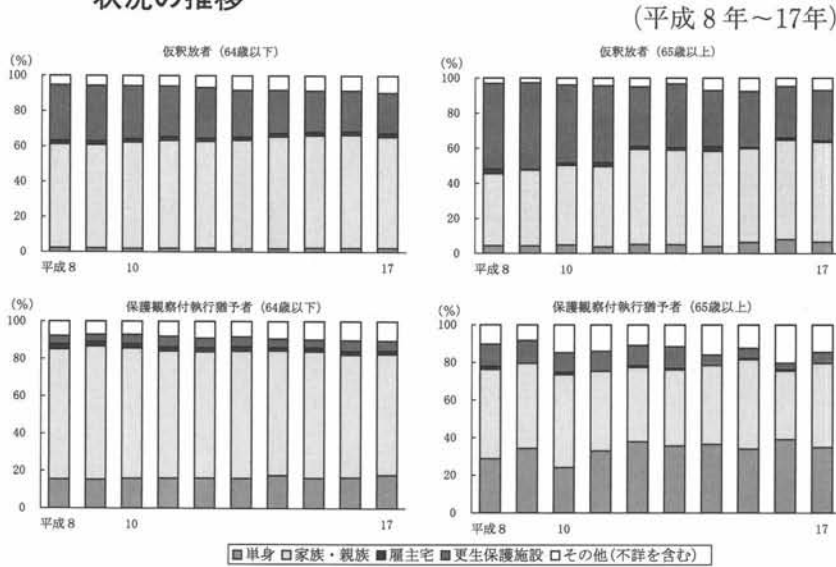
(3) 居住状況

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別保護観察受理時の居住状況の推移（平成8年以降）は、図4-2-2-4のとおりである。

仮釈放者は保護観察付き執行猶予者に比べて更生保護施設に帰住する者が多く、特に65歳以上の高齢者においてはその割合が高い。しかし、ここ10年はその割合が低くなってきている。

一方、保護観察付き執行猶予者については単身の者も多く、取り分け、高齢者についてはその割合が高い。

図4-2-2-4 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別保護観察受理時の居住状況の推移



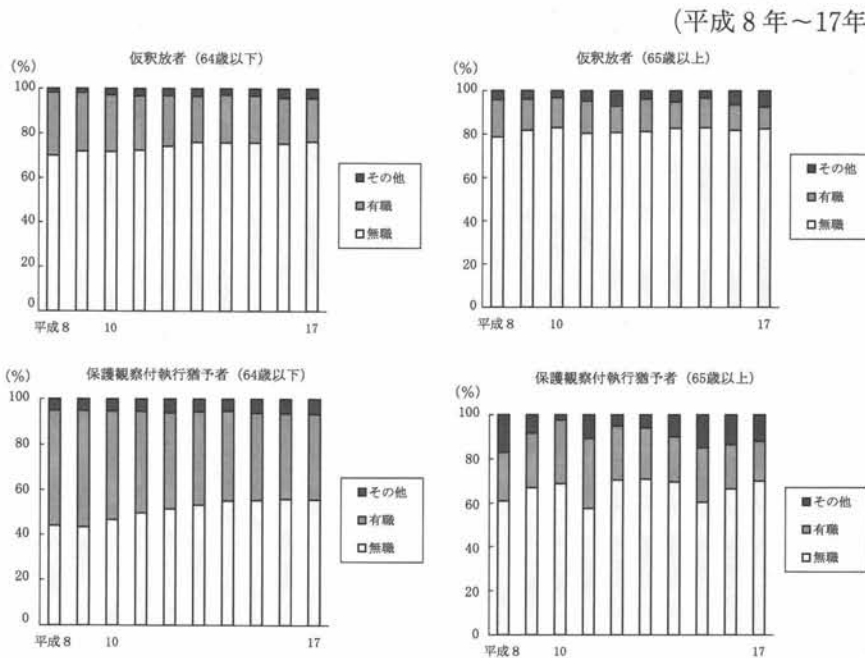
注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

(4) 就労状況

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別就労状況の推移（平成8年以降）は、図4-2-2-5のとおりである。

仮釈放者、保護観察付き執行猶予者のいずれの年齢層においても、無職率は高まっているが、取り分け、高齢の保護観察対象者については無職率の高さは顕著である。

図4-2-2-5 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別就労状況の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「その他」は、学生・生徒、家事従事者、不詳の者である。

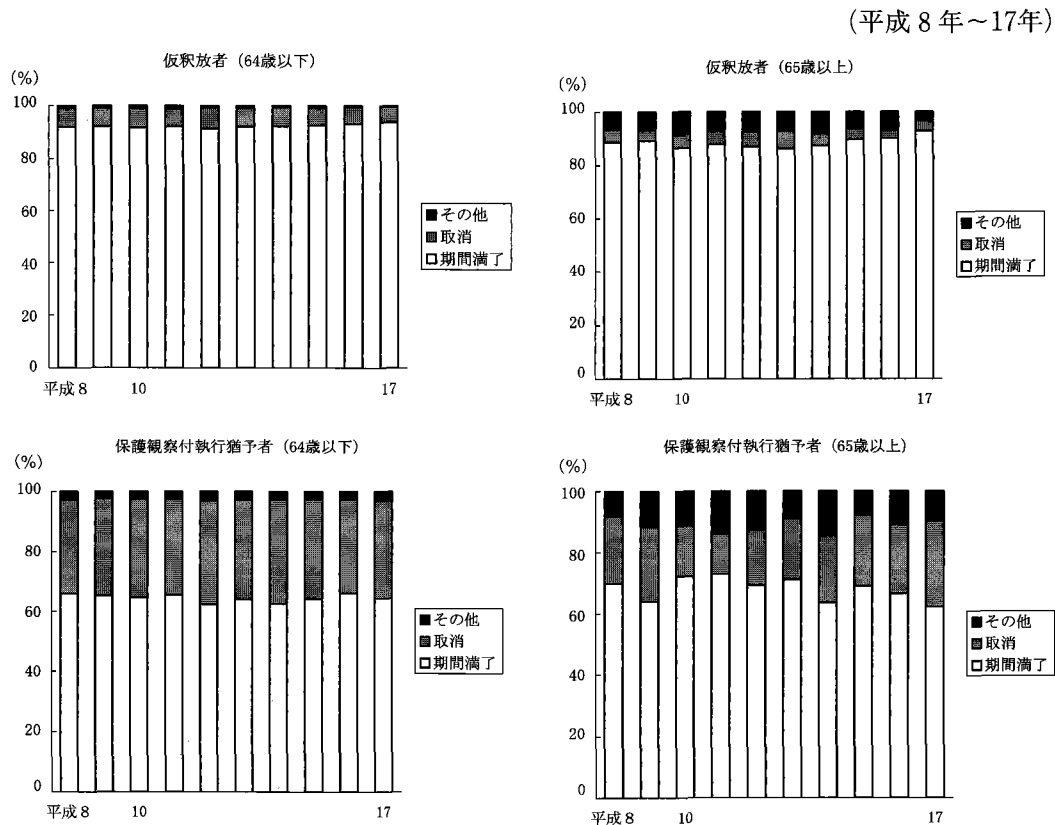
3 保護観察終了時の状況

(1) 終了事由

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別の年齢層別保護観察終了事由の推移（平成8年以降）は、図4-2-3-1のとおりである。

仮釈放者については、多くの者が期間満了で終了している。一方、保護観察付き執行猶予者については、64歳以下では約3割が執行猶予取消で終了しているのに対し、65歳以上で取消で終了している者は、64歳以下のそれに比して少ないが、その割合は徐々に上昇傾向にある。

図4-2-3-1 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別保護観察終了事由の推移



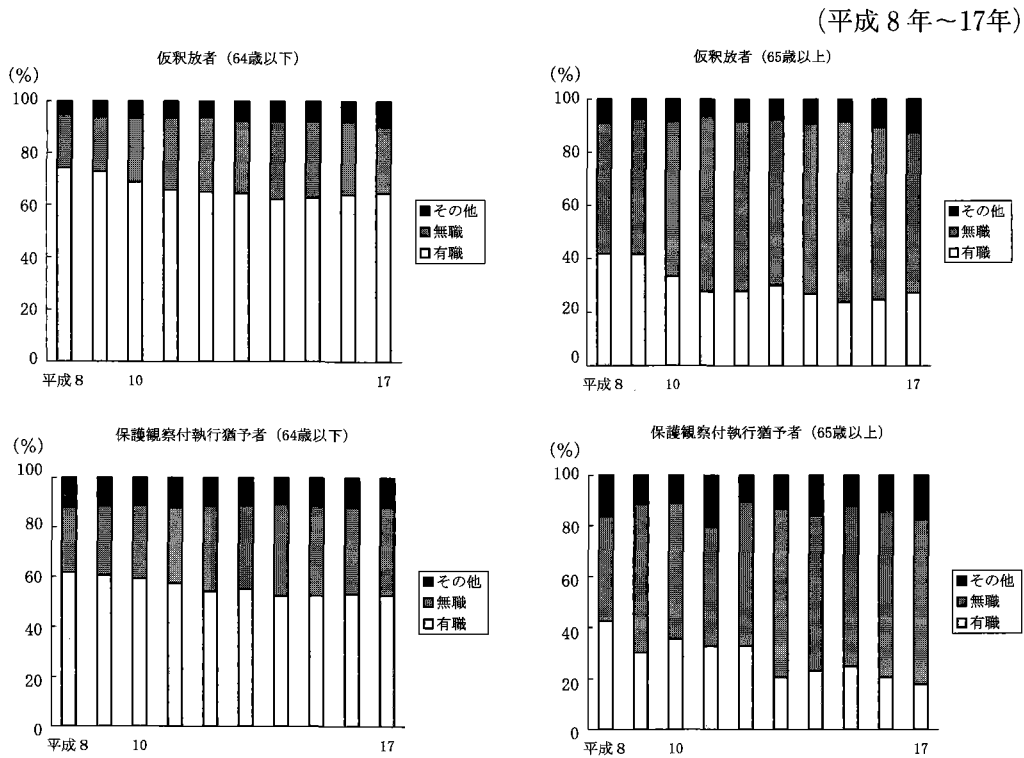
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「その他」は、死亡等である。

(2) 終了時の就労状況

仮釈放者・保護観察付き執行猶予者別年齢層別保護観察終了時の就労状況の推移（平成8年以降）は、図4-2-3-2のとおりである。

65歳以上の高齢者は無職で保護観察が終了する割合が高く、また、その傾向は強まっている。

図4-2-3-2 仮釈放者・保護観察付執行猶予者別の年齢層別保護観察終了時の就労状況の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「その他」は、学生・生徒、家事従事者、不詳の者である。

4 更生保護施設の活用状況

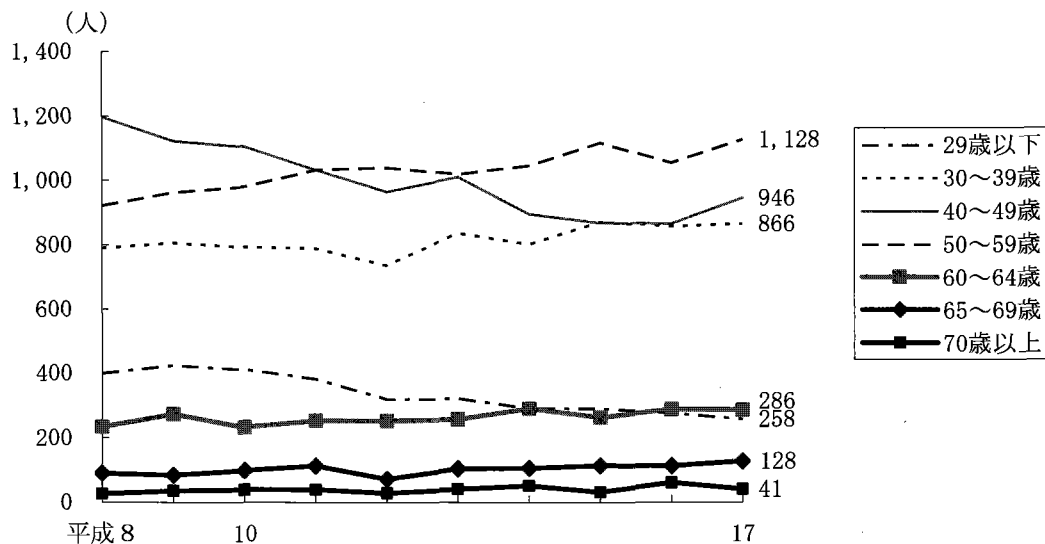
更生保護施設は、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人によって運営される施設である。更生のための保護を必要としている保護観察対象者等を收容し、宿泊所の供与、就職の援助、社会生活に必要な生活指導等を行うため、取り分け、帰住地や身寄りのない保護観察対象者にとって社会復帰の足掛かりとして欠かせない存在である。

前述のように、保護観察付き執行猶予者は仮釈放者に比べて更生保護施設に帰住する者が少なく、また、保護期間中に更生保護施設に收容保護される者も少数である²ので、ここでは仮釈放者について述べることにする。

2 平成17年中に保護観察が終了した保護観察付き執行猶予者5,241人のうち、期間内に一度でも更生保護施設に委託された者は250人であり、このうち、65歳以上の高齢者は12人にすぎない。

仮釈放者の期間中の年齢層別更生保護施設入所者数の推移（平成8年以降）は、図4-2-4-1のとおりである。

図4-2-4-1 仮釈放者の期間中の年齢層別更生保護施設入所者数の推移
(平成8年～17年)

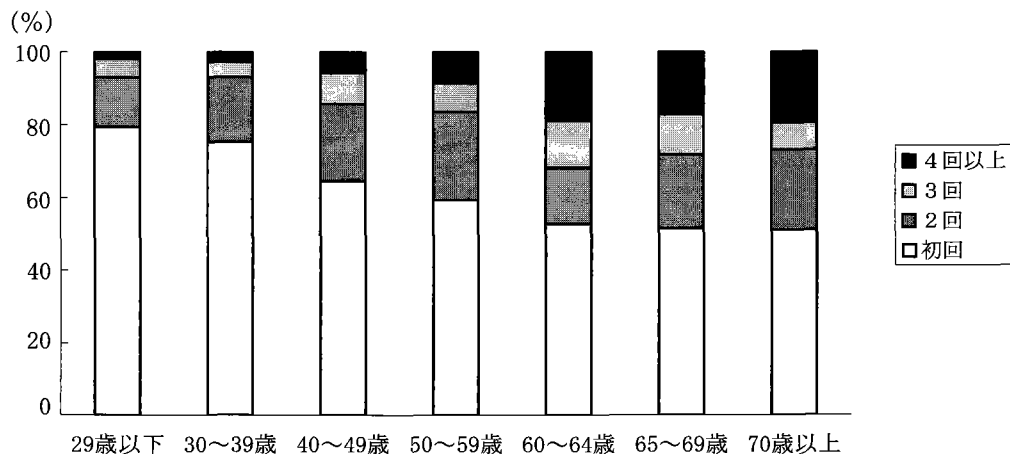


注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

平成17年における65歳以上の高齢者の更生保護施設への入所者数は169人であり、同年の更生保護施設入所者総数(3,653人)の4.6%であった。高齢者の入所者数が少ない理由は、更生保護施設は、収容定員が定められている上に、就労できる者の入所を前提としているためと考えられる。ただし、8年における65歳以上の高齢者の入所数が117人であったのに対し、17年には169人となっており、近年、入所者数がやや増加傾向にある。

更生保護施設に入所した仮釈放者の年齢層別入所回数（平成17年）は、図4-2-4-2

図4-2-4-2 更生保護施設に入所した仮釈放者の年齢層別入所回数
(平成17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2のとおりである。

高齢になるほど更生保護施設への初回入所者の割合が低くなる傾向にある。

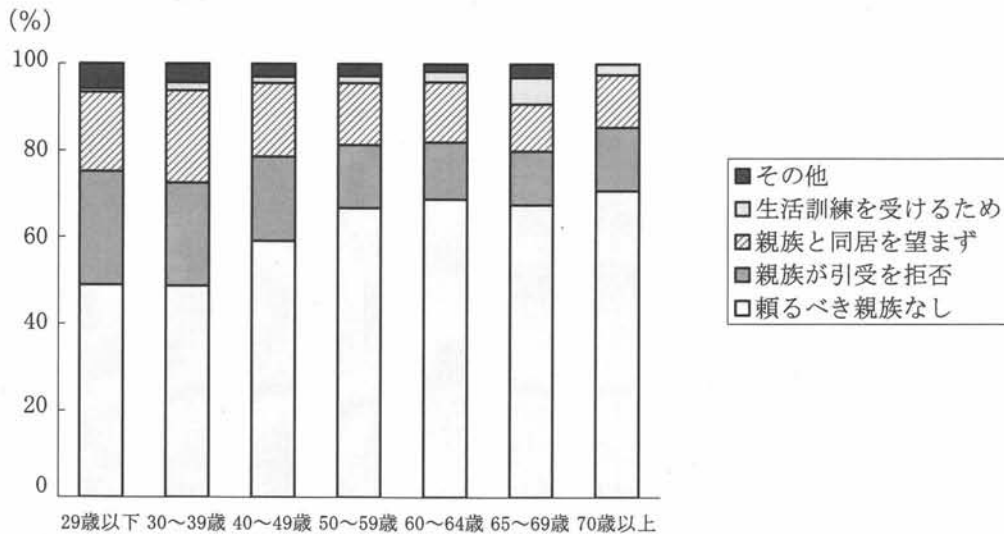
平成17年に終了した仮釈放者のうち、年齢層別更生保護施設入所事由（平成17年）は、**図4-2-4-3**のとおりである。

50歳未満の年齢層と比較して、50歳以上の年齢層では、「頼るべき親族なし」の割合が高くなっており、70歳以上の年齢層において最も高い。

更生保護施設入所者の年齢層別処遇上主な課題とされた領域（平成17年）は、**図4-2-4-4**のとおりである。

高齢者では、「職業生活」の割合が低く、特に70歳以上の年齢層では、「社会生活能力」及び「性格・行動特性」の割合が高い。

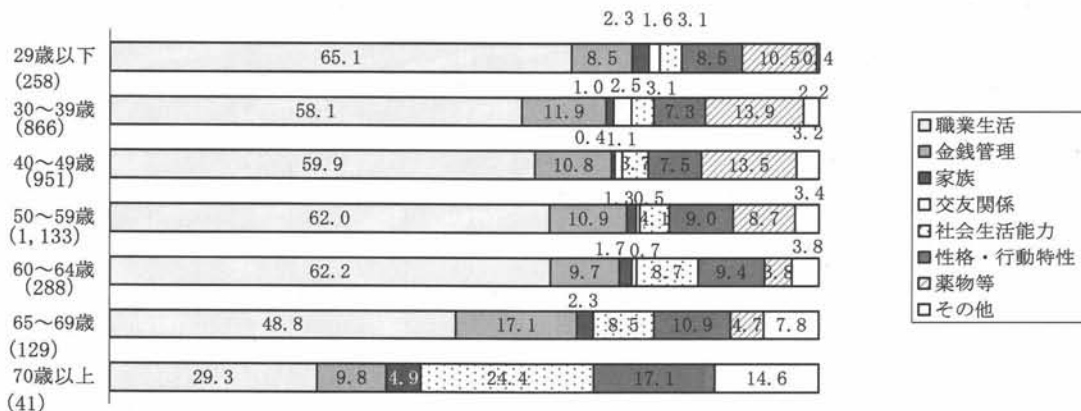
図4-2-4-3 平成17年に終了した仮釈放者の年齢層別更生保護施設入所事由



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

図4-2-4-4 更生保護施設入所者の年齢層別処遇上主な課題とされた領域

(平成17年)



注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

第3 小 括

高齢受刑者と同様に、高齢保護観察対象者の新規受理人員は顕著な増加傾向を示している。この増加傾向は、高齢受刑者の増加が起因と考えられる仮釈放者のみならず、保護観察付き執行猶予者においても同様である。数の上では少数ではあるものの、取り分け女子の増加率の伸びが大きいのも特徴である。

65歳以上の高齢保護観察対象者を64歳以下の者と比較すると、社会復帰や更生の観点から、様々な形でより大きなリスクを負っている実態が明らかになっている。例えば、高齢保護観察対象者は家族と同居しておらず、単身で生活している割合が高く、無職の者が多いなど、更生に当たっての障壁を有する者が少なくないことが指摘できる。

保護観察の終了事由を見ると、仮釈放者については、多くの仮釈放者が期間満了で終了しており、高齢仮釈放者も例外ではない。一方、保護観察付き執行猶予者については、若い層に比べて取消で終了している者はやや少ないが、その割合は徐々に上昇傾向にある。高齢の仮釈放者、保護観察付き執行猶予者の終了事由として特徴的なものは、「その他」が若い層に比べて大きいことである。統計上の制約で「その他」の詳細な内容は不明であるが、その内訳に「死亡」があることから、死亡によって保護観察の期間満了前に終了した者も少なくないと思われる。

様々な問題を抱える高齢保護観察対象者の保護観察処遇に当たっては、平成15年4月以降、法務省保護局において65歳以上の保護観察対象者に対し、「高齢対象者」という類型を設けて、高齢者特有の問題性に焦点を当てた処遇を行っているところである。

更生保護施設は、収容定員が定められている上に、就労できる者の入所を前提としているため、若い層に比べて高齢保護観察対象者は少ない入所者数にとどまっている。しかしながら、実際に入所した者の入所事由を見ると、高齢者において「頼るべき親族なし」の割合が高く、家族等頼るべき者がおらず、他に行き場所がない高齢保護観察対象者にとって最後の砦とも言うべき存在であることは否定できない。更生保護施設は、住居を提供するのみならず、社会生活能力や家族関係の調整等の処遇を担っており、社会復帰のための足掛かりとして欠かすことのできない存在であると言えよう。